

第2次昭和村

地域福祉計画・地域福祉活動計画



令和元年 中学生の部 最優秀賞の作品

2022（令和4）年3月

昭和村

社会福祉法人 昭和村社会福祉協議会

はじめに

近年、人口減少、少子高齢社会や価値観の多様化、相互に支え合う意識の希薄化など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化しており、社会的孤立など都市部に限られたと思える制度の狭間の問題や課題が当昭和村にも発生し、分野別の相談体制では対応が難しい、複雑化した課題も生まれております。



この様な中で、誰もが住み慣れた地域で安心して生きがいを持って暮らし続けられるよう、地域住民、地域の団体、福祉サービス事業者、社会福祉法人など様々な地域を担う人々が相互のつながり、支え合う地域社会をつくることや意識づくりがより一層重要となっています。

そこで、本計画では昭和村地域福祉計画・活動計画の第1次計画の取り組みを検証しつつ、村民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくりを更に進め、地域における人と人とのつながりを中心とした取り組みと各個別計画の仕組みや動きを横断的につなぎ、包括的な地域福祉を推進することを目指し、人と人、人と地域のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら「地域共生社会」づくりの実現に向けて推進するために第2次計画を策定いたしました。

そして、今後、様々な取り組みを進めていくためには地域活力の基盤となる「住民力」や「地域力」を高めていくことが必要不可欠であり、更に最終目標である「みんなでつくろう 元気な昭和村」の実現に向けて福祉分野の支えとなる本計画の取り組みと推進には住民皆さまの参画が必要不可欠でありますので引き続き、住民各位のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

結びに新型コロナウイルスの感染拡大により本計画の策定にあたり、十分なお意見やご提言をいただく場を設けることができませんでしたが、携わっていただいた皆様に感謝を申し上げ、あいさつとさせていただきます。

令和4年3月

昭和村長 堤 盛吉



はじめに

近年の地域福祉を取り巻く現状は大きく変化し、価値観や生活スタイルも多様化し、家族の在り方や働き方も変わり、地域における福祉ニーズや福祉課題もこれまでになく多様で複合的になっており、解決には多くの専門職が関わり時間を要する状況にあります。

そして、社会福祉協議会といたしましても社会福祉法人の役割と使命を根底に、基本理念に基づき「誰もが幸せに」暮らすことができる福祉のむらづくりとすべての皆様が住み慣れた地域で暮らし、生きがいと共に、意識を高め合う「地域共生社会」の実現に向けて、村と共に取り組んでおります。

このような状況の中で社会福祉協議会では昭和村地域福祉計画・活動計画の第1次計画の取り組みを検証しつつ、新たな地域社会の要請に応え、地域住民とともに福祉のむらづくりを進めるため具体的な福祉活動を取りまとめた民間計画「地域福祉活動計画」の第2次計画を策定しました。

この計画が、村の地域福祉計画とこの活動計画とが両輪となり住民が安心して暮らすことができる地域づくりを更に推進するために地域における人と人とのつながりを中心とした取り組みと包括的な地域福祉を推進することを目指しており、そして、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら「地域共生社会」づくりの実現に向けて推進するために行動してまいります。

また、このビジョンの実現に向けて「住民主体の支え合い(生活支援)」「包括的な相談支援(包括支援センター)」などの効果的、効率的な地域福祉の推進のために行政と連携し、その根幹の取り組みを進めてまいります。

そして、これからの取り組みにおいて社会福祉協議会は地域の住民の皆様や各種団体等と協働し、お力添えをいただきながら誰もが安心して暮らせるむらづくりに取り組んでまいりますので皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたりご尽力とご協力をいただきました皆様、関係者に心より感謝を申し上げます。

令和4年3月

昭和村社会福祉協議会長 新木 敬司

目次

第1章 計画策定の概要	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	2
第2節 計画の位置づけと性格	3
1. 法的な位置付け	3
2. 昭和村の他の計画との関係	5
第3節 計画の期間	6
第4節 計画策定の体制	6
第2章 地域福祉をめぐる昭和村の現状	7
第1節 統計データからみえる村の状況	8
1. 人口と世帯の状況	8
2. 高齢者の状況	11
3. 障がい者の状況	12
4. 支援が必要な人の状況	13
5. 地域の状況	14
第2節 第1次昭和村地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進状況	16
第3節 アンケート調査からみえる村民の意識	19
1. 地域活動に関すること	20
2. 健康づくりに関すること	23
3. 安全・安心な暮らしに関すること	25
第3章 計画の基本的な考え方	27
第1節 計画の基本理念	28
第2節 計画の基本目標	28
第3節 計画の体系	29
第4章 具体的な取り組み	31
基本目標Ⅰ 健康な生活を送れる元気なむらづくり	32
1. 笑い声が響く地域と集う場づくり	32
2. いつまでも元気な健康づくりと行動支援	34
3. 世代を超えた声かけと支え合い	36
基本目標Ⅱ つながり・支え合う地域づくり	37
1. 地域で支え合い、見守る安全・安心な体制づくり	37
2. 一人ひとりが支え合い、みんながつながる大きなきずなづくり	39
3. 暮らしの中で困りごとを共有し、助け合い解決する地域づくり	41

基本目標Ⅲ 安心して生活できる環境づくり	43
1. 災害に強い安全なむらづくり	43
2. さまざまな住民ニーズに応える福祉サービス	45
3. いつまでも安心して住みやすい村	47
第5章 計画の推進と進捗の管理	49
第1節 連携、協働による計画の推進	50
第2節 計画の進捗管理	51
資料編	53
1 第2次昭和村地域福祉計画・昭和村地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	54
2 第2次昭和村地域福祉計画・昭和村地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	56

第1章 計画策定の概要

第1節 計画策定の背景と趣旨

第2節 計画の位置づけと性格

第3節 計画の期間

第4節 計画策定の体制

第1節 計画策定の背景と趣旨

普段の生活の中で、病気や子育て、介護などについて、不安を感じたり悩んだりすることは誰にでもあり、そうした不安や悩みのもととなる問題は多岐に渡ります。

これまで私たちは、自分自身や家族の協力（自助）や行政や公的機関の福祉サービス等の支援（公助）、行政や社会福祉協議会などの専門機関、地域住民や地域福祉活動団体、ボランティアなど、地域に関わるすべての人や団体が主役となって地域で行われる協働（互助・共助）などによって問題を解決してきました。しかし、少子高齢化の進展とともに、高齢の親が引きこもり状態の子どもの世話を続ける 8050 問題や介護と育児が同時期に重なるダブルケアなど、生活課題はより複雑化する様相を呈しています。また、本村はこれまでも降雪や降雹などによる被害を度々受けてきましたが、近年、全国各地を襲う地震や風水害などの自然災害による被害は、更に深刻なものとなっており、災害支援の体制づくりの構築と強化が課題ともなっています。

そして、世界では誰一人取り残すことなく、すべての人に対してよりよい社会を実現するために、2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて、SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の実現を約束しました。また、我が国は、現在の社会的課題を乗り越えるため、住民が様々な地域の課題を「我が事」として捉え、世代や分野を超えてつながることで支え合いの基盤を再構築し、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくる「地域共生社会」を実現することを基本的な考えとして、必要な法整備等を進めています。

この様な状況下で昭和村と昭和村社会福祉協議会は「笑い声のひびくやさしい村」を目標にした「昭和村地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「第1次計画」と呼びます）を2017（平成29）年3月に策定し、村民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくりを進めてきました。

そして、令和3年度はこの第1次計画の最終年度にあたることから、地域における人と人とのつながりに深刻な影響を与えている新型コロナウイルス感染症を「新しい生活様式」によって乗り越え、村民が地域で安心して暮らせる「地域共生社会」づくりを進めるため、第2次昭和村地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定することとしました。

第2節 計画の位置づけと性格

1. 法的な位置付け

地域福祉計画の根拠法である社会福祉法は、その第1条で地域福祉を「地域における社会福祉」と定義しています。また、2020（令和2）年6月の改正によって新たに第4条第1項として追加された以下の条文により、地域福祉は「共生する地域社会の実現」を目指して推進されなければならないことが明確にされました。

社会福祉法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

「地域福祉計画」とは、地域福祉を総合的・計画的に進めるために市町村が策定する計画で、同法第107条に次のとおり規定されています。

社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

ここで、第五号に示された「包括的に提供される体制の整備」は、同法第106条の3で次のとおり規定されています。

社会福祉法（抜粋）

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

「社会福祉協議会」は、同法第109条で次のとおり規定されています。

社会福祉法（抜粋）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

昭和村が策定する「地域福祉計画」と昭和村社会福祉協議会が呼びかけ具体的な福祉活動を取りまとめる民間計画「地域福祉活動計画」は、地域福祉を推進する両輪となるものです。

両計画の連携を密にして本村の地域福祉をより効果的に推進するため、第2次計画も両計画が一体化した「昭和村地域福祉計画・地域福祉活動計画」として策定します。

また、本計画の「成年後見制度」に関する内容は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）の第14条第1項に基づく、市町村における「成年後見制度利用促進基本計画」と位置付けるものです。

成年後見制度利用促進法（抜粋）

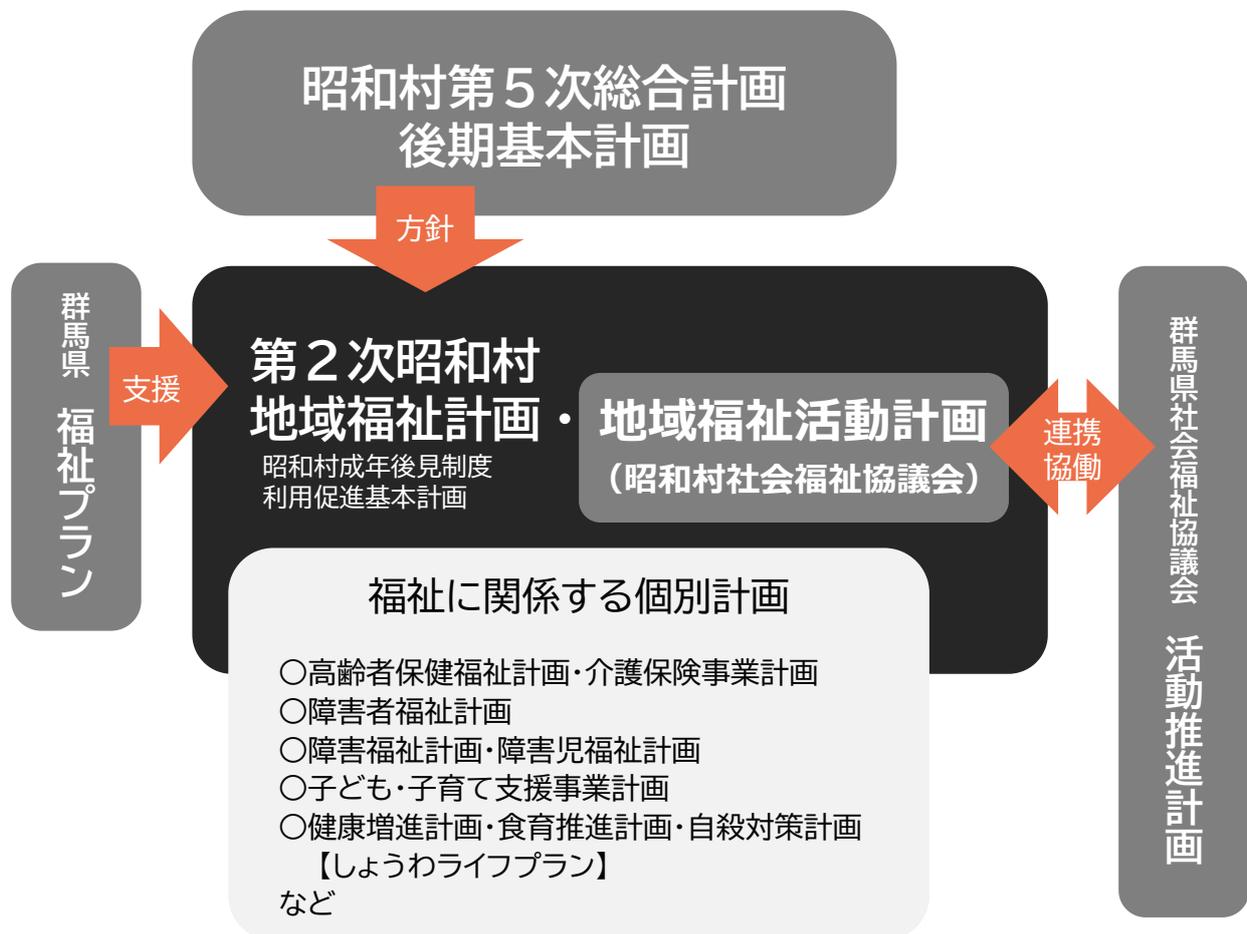
（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2. 昭和村の他の計画との関係

本計画は、村の最上位の計画「昭和村第5次総合計画 後期基本計画」が示す昭和村の将来像「みんなでつくろう 元気な昭和村」の実現を福祉の分野で支える計画であり、福祉分野を担う個別の福祉計画の上位計画と位置づけられるものです。

また、都道府県地域福祉支援計画として群馬県が策定している「群馬県福祉プラン」からの支援を受けるとともに、県社会福祉協議会の「群馬県社会福祉協議会活動推進計画」と連携・協働し、昭和村における地域福祉を効果的に推進しようとする計画です。



第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。社会的な変化等も踏まえ必要に応じ適宜見直しを行います。

年度	平成 29年	30年	31年 令和 元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年
	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
昭和村 総合計画	第5次（平成27～令和6年度）									
昭和村 地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	第1次（平成29～令和3年度）					第2次（令和4～8年度）				
群馬県福祉プラン （地域福祉支援計画）				（令和2～6年度）						
群馬県 社会福祉協議会 活動推進計画					第3期（令和3～7年度）					

第4節 計画策定の体制

計画の策定への、地域住民や地域の多様な団体などの参画を得るため、「昭和村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」を組織し、計画案の審議を行いました。

第2章 地域福祉をめぐる昭和村の現状

第1節 統計データからみえる村の状況

第2節 第1次昭和村地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進状況

第3節 アンケート調査からみえる村民の意識

第1節 統計データからみえる村の状況

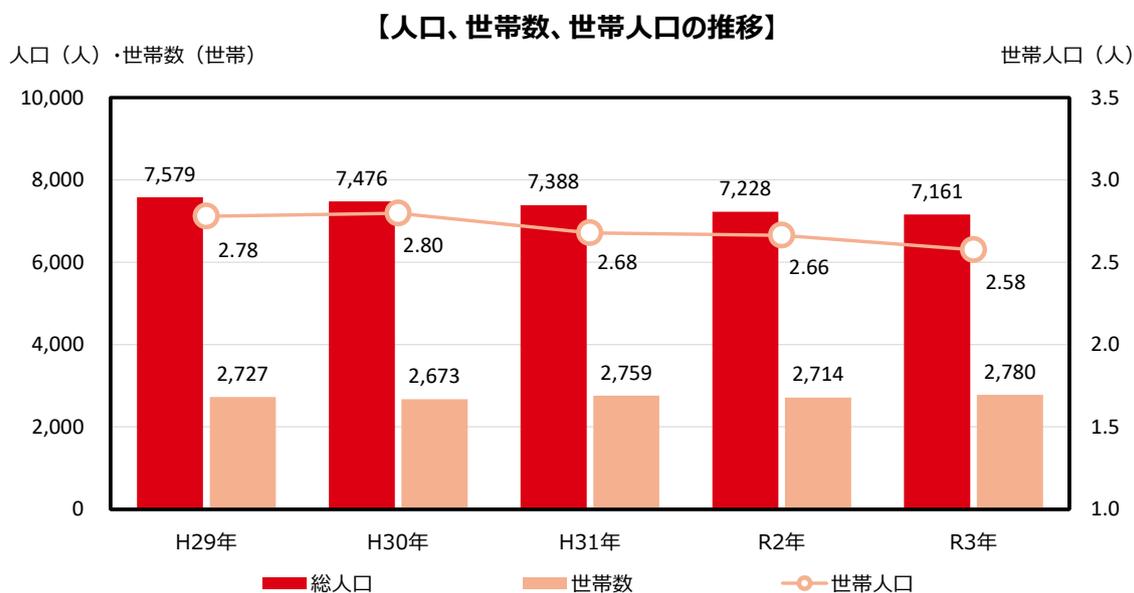
1. 人口と世帯の状況

(1)人口・世帯数の推移

村の総人口はゆるやかに減少しています。令和3年3月31日時点の総人口は7,161人で、平成29年からは418人の減となっています。

一方、世帯数については年により増減がみられますが全体としては増加傾向にあり、令和3年3月31日時点で2,780世帯となっています。

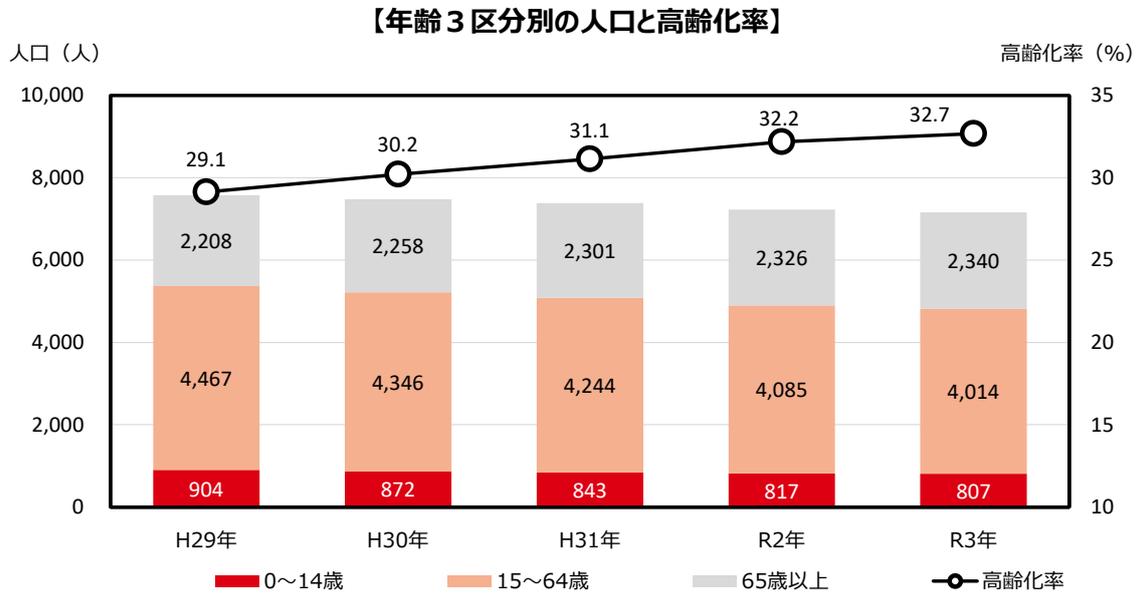
人口を世帯数で割った世帯あたりの人口（世帯人口）は令和3年3月31日時点で2.58人となり、平成29年から0.20人減少しました。



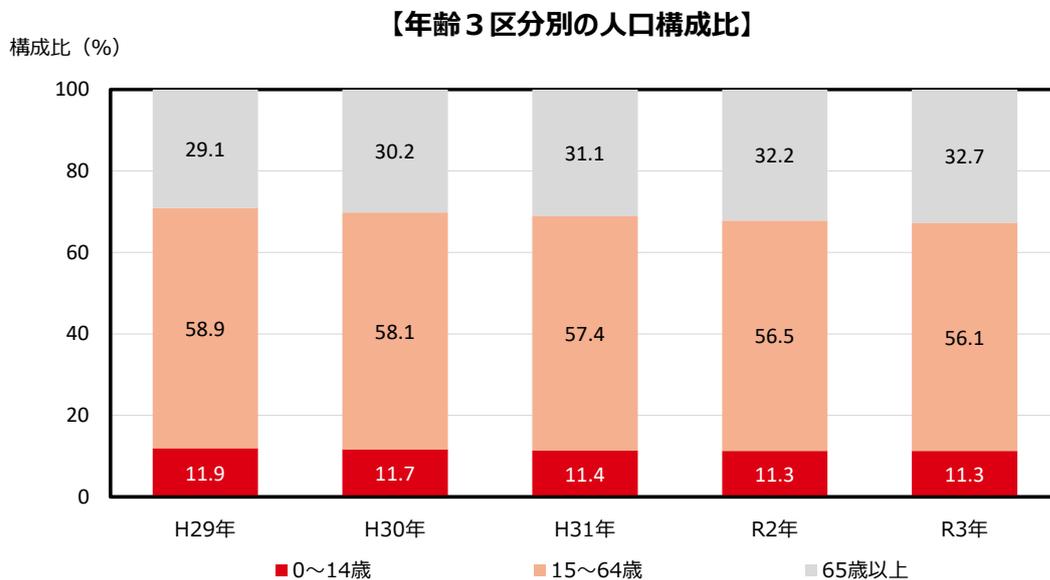
出典：住民基本台帳（各年3月31日時点）

年齢3区分別の人口をみると、0-14歳の年少人口と15~64歳の生産年齢人口は年々減少している一方で、65歳以上の高齢者人口（老年人口）は増加が続いています。

令和3年3月31日時点での総人口に占めるそれぞれの人口の構成比は、年少人口が11.3%、生産年齢人口が56.1%、高齢者人口（高齢化率）が32.7%となっています。



出典：住民基本台帳（各年3月31日時点）

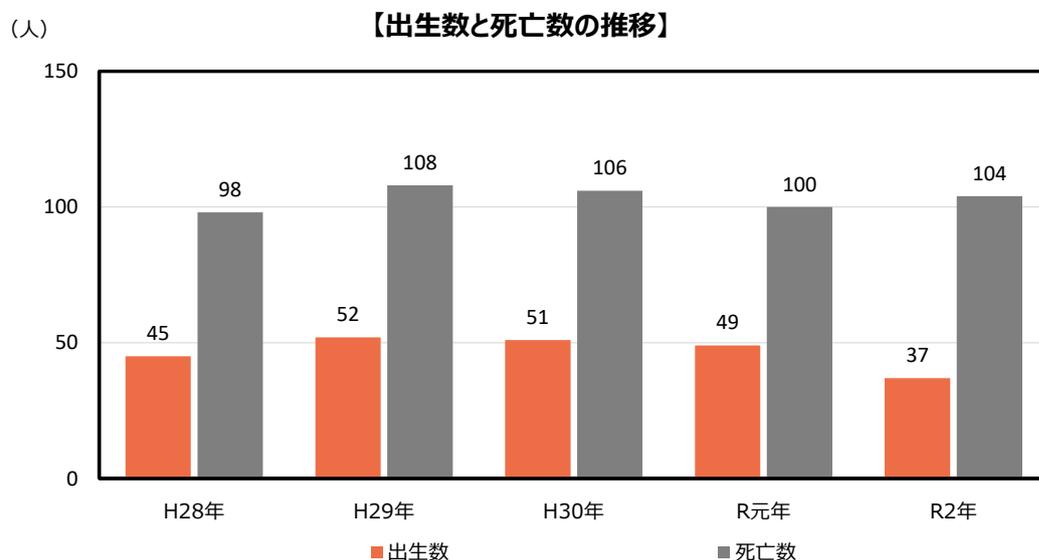


出典：住民基本台帳（各年3月31日時点）

第2章 地域福祉をめぐる昭和村の現状

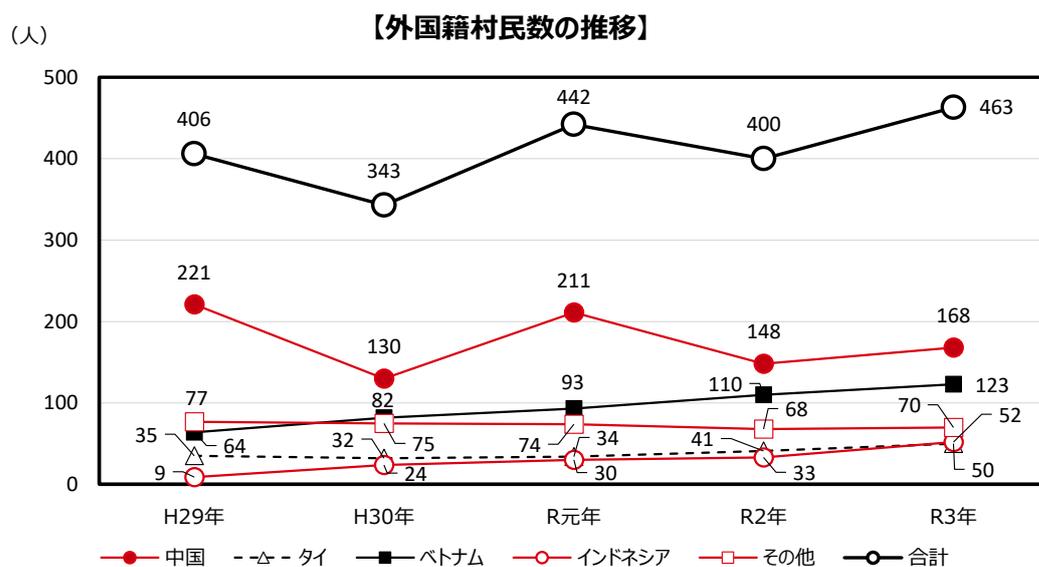
(2) 出生数と死亡数の推移

年間の出生数は平成28年から令和元年まで、50人前後で推移していましたが、令和2年は37人と前年から12人減少しました。年間の死亡数は、平成28年から令和2年まで、100人前後での推移となっています。



(3) 外国籍村民数の推移

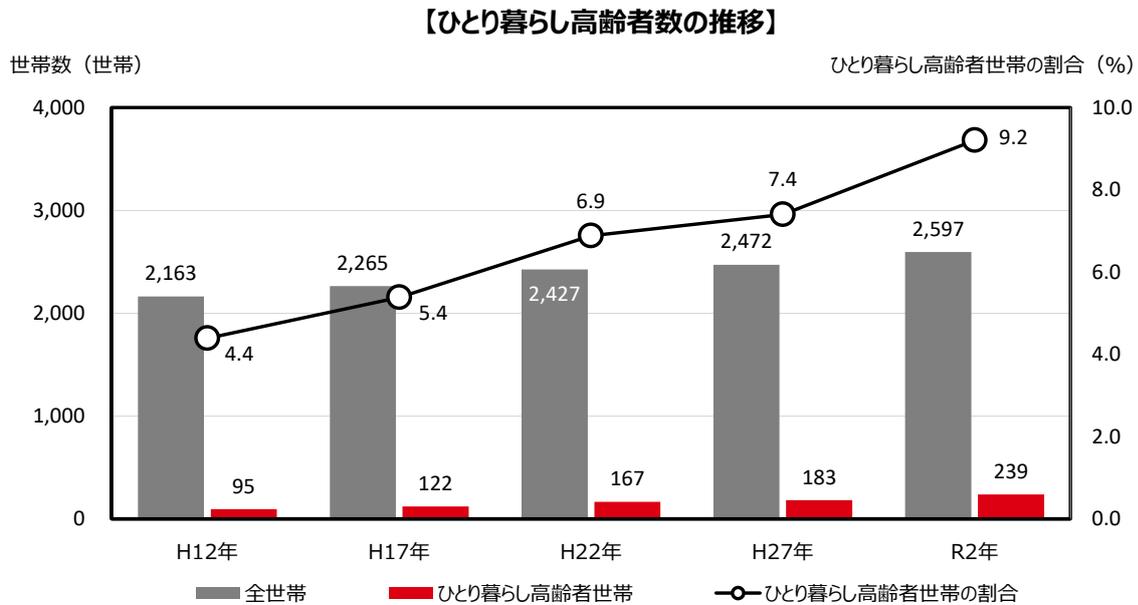
平成29年以降、外国籍村民数は年による増減はあるものの、全体としては増加傾向にあり、令和3年は463人と総人口の6.5%を占めています。国籍別では中国が最も多く、次いで近年増加が著しいベトナムとなっています。



2. 高齢者の状況

(1) ひとり暮らし高齢者世帯数の推移

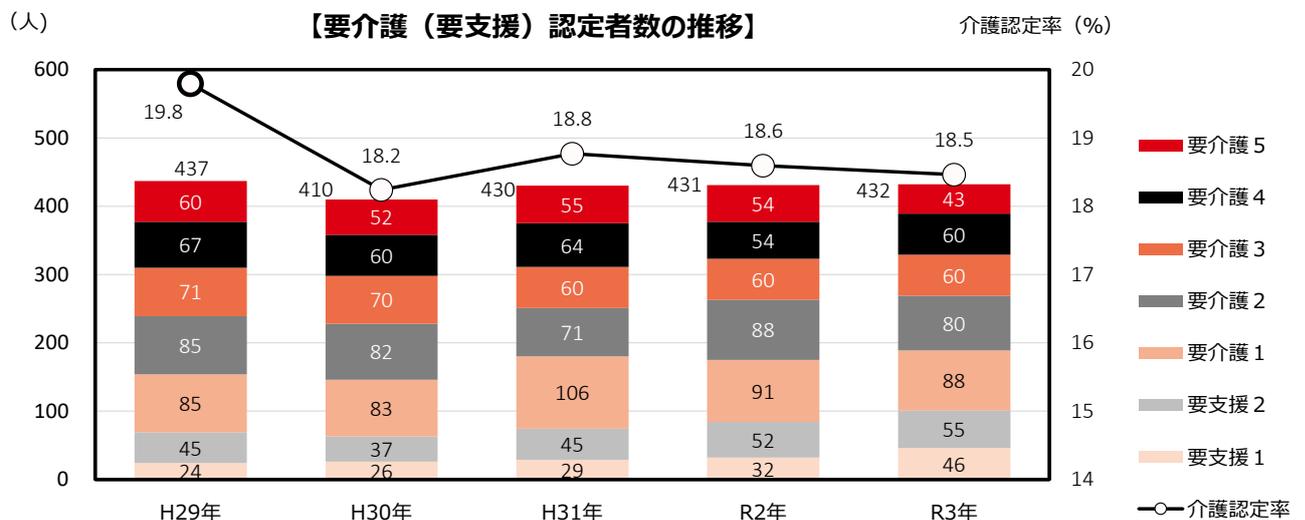
国勢調査によるひとり暮らし高齢者世帯数は、調査の度に増加しています。増加の割合は全世帯数の増加の割合よりも大きく、結果として全世帯に占める高齢者世帯の割合は、令和2年調査で9.2%に達しています。



出典：国勢調査（各年 10月1日時点）

(2) 介護認定者数の推移

要介護認定者の総数は430人台で安定して推移していますが、高齢者人口が増加しているため、高齢者人口に占める認定者の割合（介護認定率）は減少傾向にあります。

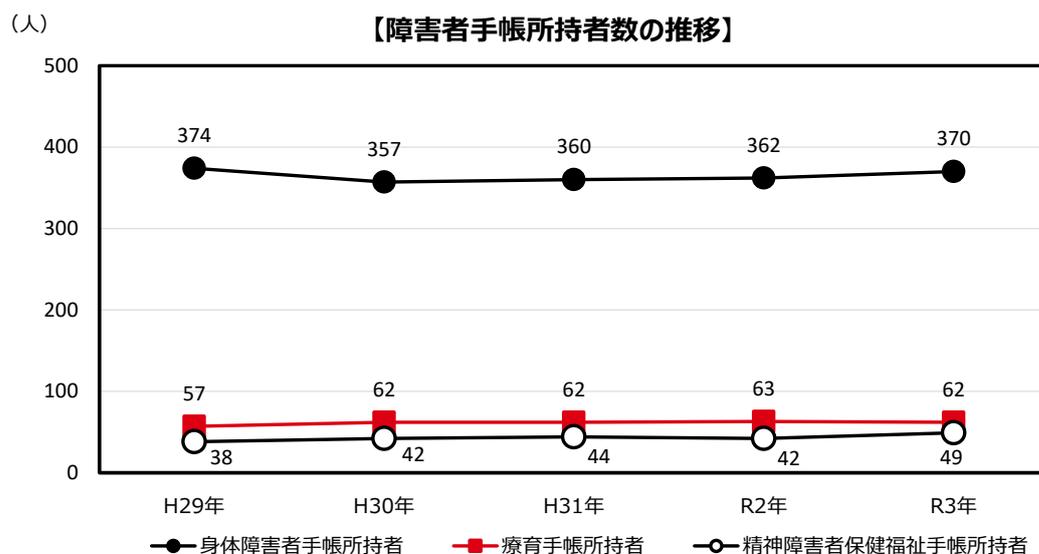


出典：実績報告書（各年 3月31日時点）

3. 障がい者の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

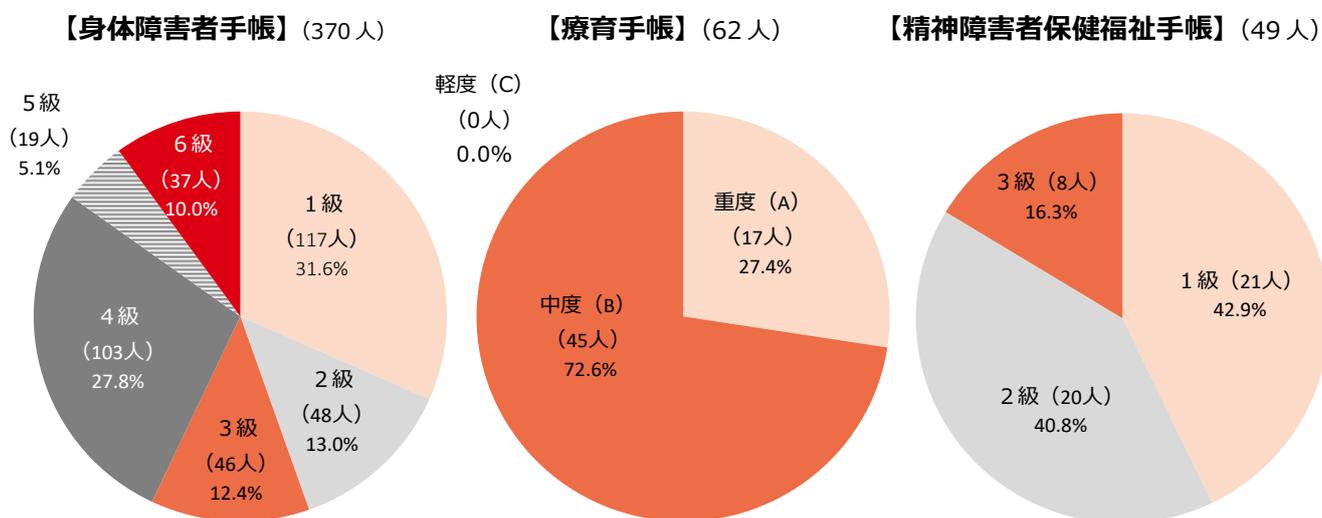
障害者手帳所持者数をみると、身体障害者手帳所持者数が最も多く、令和3年4月1日時点で370人、総人口に占める割合は5.2%となっています。療育手帳所持者は60人台で安定して推移していますが、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあり、令和3年には49人となっています。



出典：各手帳交付台帳（各年4月1日時点）

(2) 障害の等級・程度別の割合

障害者手帳の等級・程度別の割合をみると、身体障害者手帳では1級、療育手帳では中度、精神障害者保健福祉手帳では1級が、それぞれ最も多くなっています。

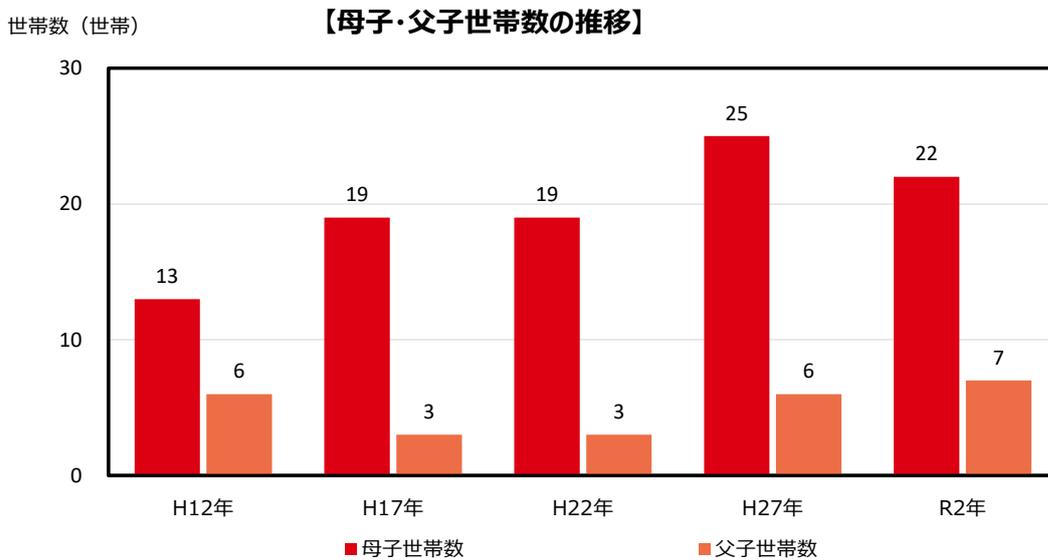


出典：各手帳交付台帳（令和3年4月1日時点）

4. 支援が必要な人の状況

(1) 母子・父子世帯の状況

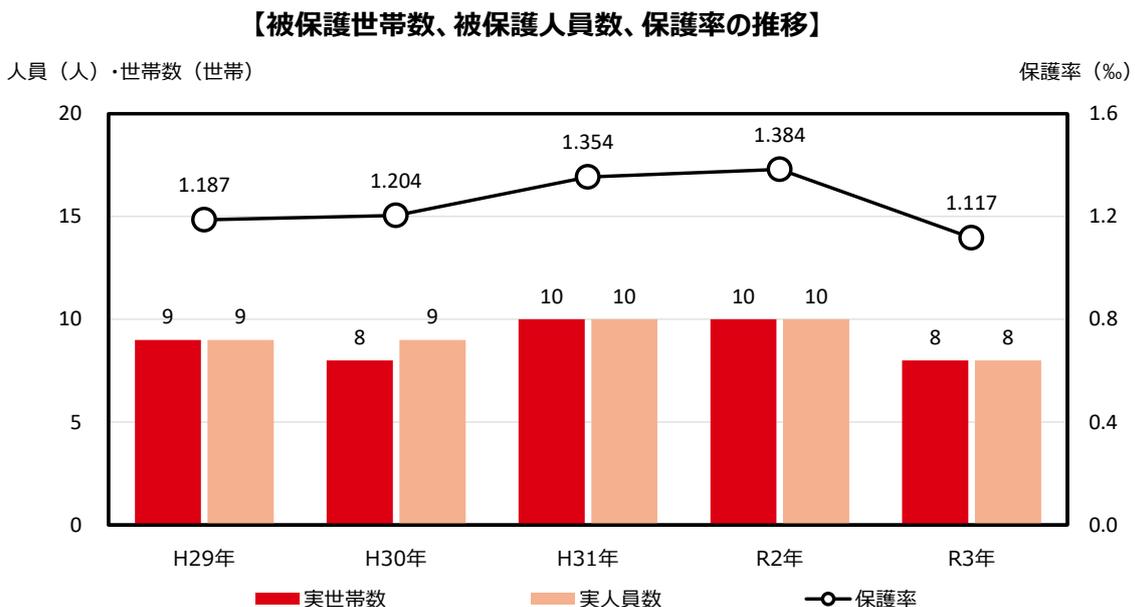
令和2年の国勢調査における母子世帯数は22世帯と5年前から3世帯減少しましたが、全体としては増加傾向にあります。父子世帯数も平成22年以降増加が続き、令和2年は7世帯となっています。



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

(2) 生活保護の状況

生活保護を受けている実世帯数、実人員数、保護率は、平成27年以降、年による増減はあるものの明確な傾向はなく、安定した推移となっています。

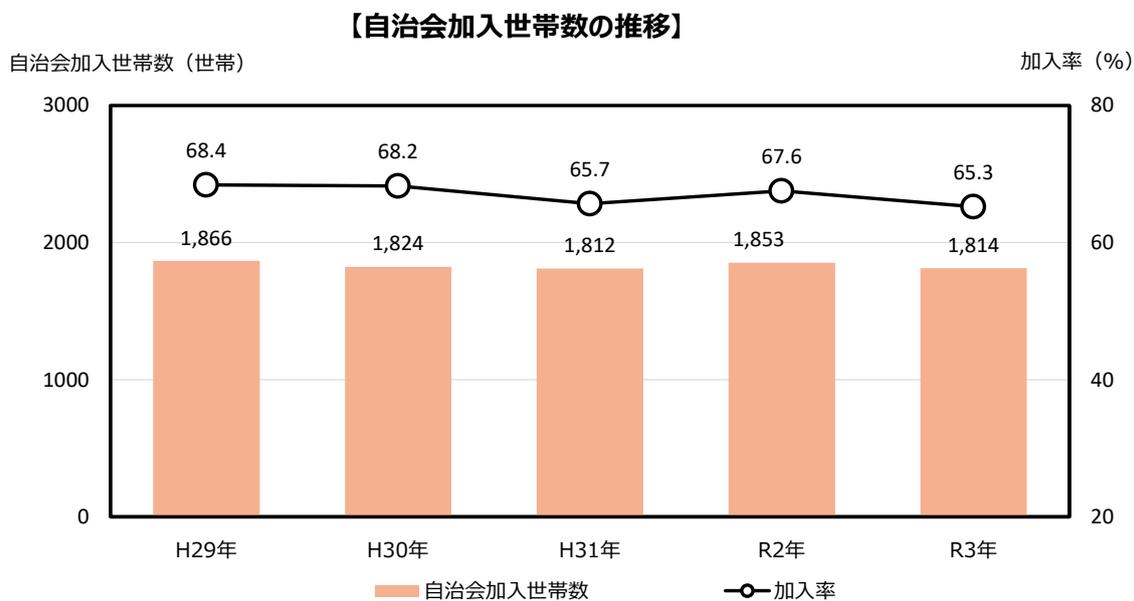


資料：（各年4月1日時点）

5. 地域の状況

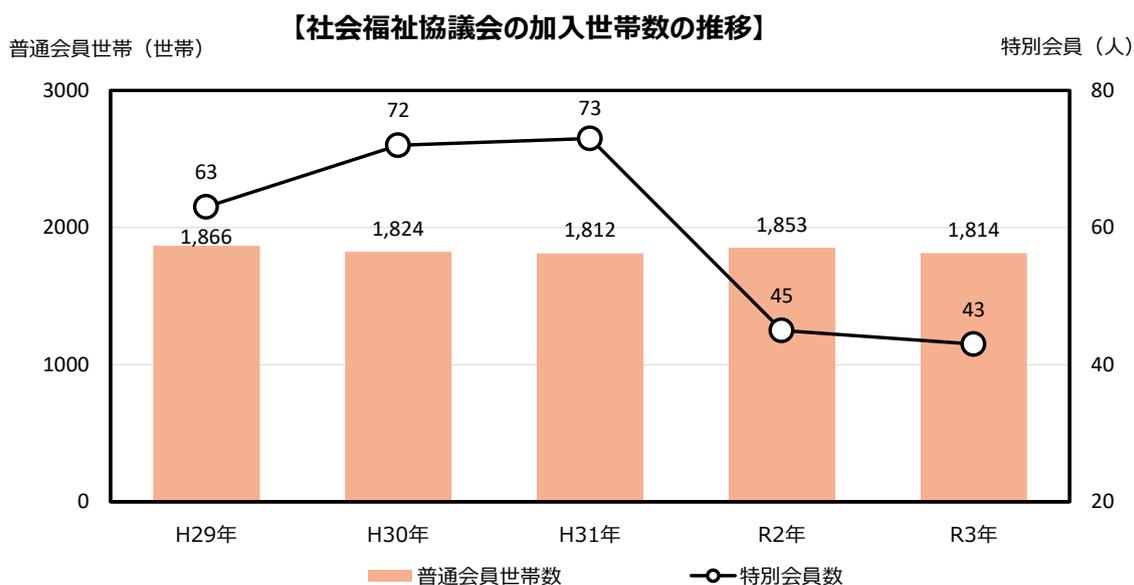
(1) 自治会加入世帯数及び加入率の状況

平成29年以降、自治会加入世帯数は1,800台、加入率は60%台後半で安定して推移しています。



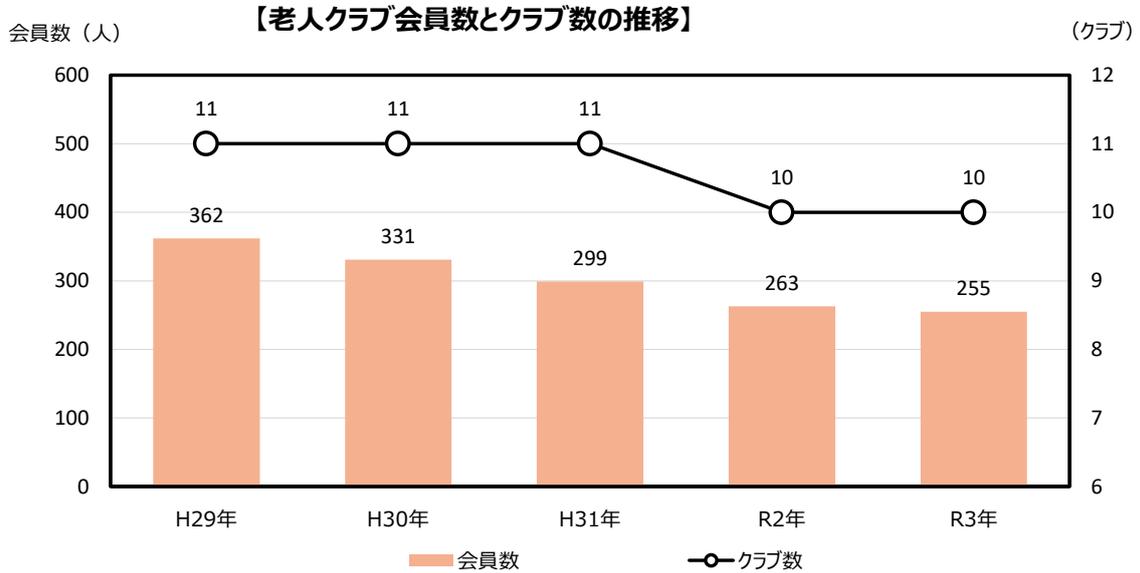
(2) 社会福祉協議会会員の加入状況

平成29年以降、昭和村社会福祉協議会の普通会員世帯数は1,800台で安定して推移しています。



(3) 老人クラブ会員数とクラブ数の状況

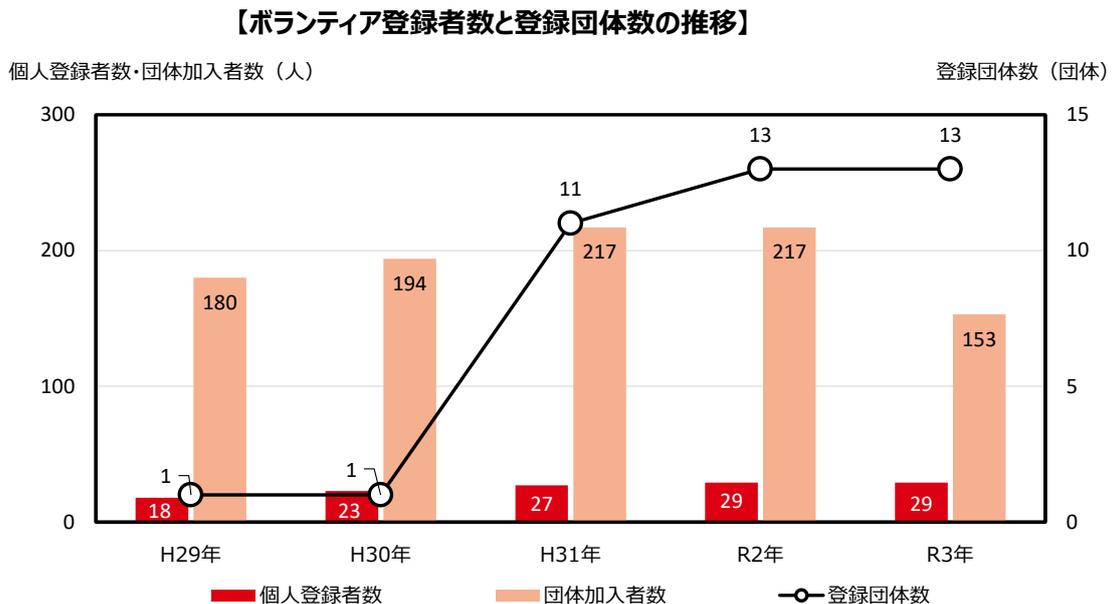
高齢者人口が増加する一方で、老人クラブの会員数は平成29年以降減少が続いています。令和3年の会員数は255人と、平成29年から107人(29.6%)減少しました。クラブ数も、令和2年には前年から1減り、10クラブとなっています。



資料：昭和村社会福祉協議会（各年4月1日時点）

(4) ボランティア登録者数と登録団体数の状況

ボランティア登録団体数は、平成30年から平成31年にかけて文化協会の8団体の登録などがあり、前年までの1団体から11団体へと大きく増加しました。団体数はその後も高く安定して推移していますが、団体加入者数は令和3年に減少に転じています。また、個人登録者数は平成29年から緩やかな増加傾向にあります。



資料：昭和村社会福祉協議会（各年3月31日時点）

第2節 第1次昭和村地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進状況

第1次昭和村地域福祉計画・地域福祉活動計画における行政と社協の主な取り組みの推進状況と課題は、次のとおりとなっています。

■基本方針(1) 元気

主な取り組み		推進状況・課題・方向性
行政	公民館講座の利用促進	コロナによる開催見合わせを除き、毎年、2講座を開催している。若い方達の参加が得られる内容の検討と、参加しやすい環境づくりが必要である。
	社会参加の場の提供	各種公民館事業の開催や地域のボランティア活動の活性化を図り、社会参加の場の提供を行った。
	サロン運営の支援	サロンへの物品支援や、村内施設利用時の使用料免除、希望サロンに対し、理学療法士や歯科衛生士の派遣を実施。新規の参加者を募るためのサロン活動の広報の充実が必要である。
	健康相談、教室の開催	月1～2回の健康相談や2ヶ月に一度の運動教室や生活習慣病重症化予防のための教室などを定期的に実施した。
	村内スポーツ大会での交流の推進	年間を通じ、バレーボール大会、ピンポンフェスティバルなど多くのスポーツ大会・教室を開催し、スポーツを通じた交流を図った。参加者が年々減少してきているため、参加基準の緩和などの検討が必要になってきている。
社協	福祉団体の活動支援	ボランティア協議会をはじめとする各団体の事務局活動を推進中。課題は新会員の掘り起こしや活動のマンネリ化への対応。
	サロン活動の推進	令和元年度は34カ所で約400人が活動。男性会員の引き込み、移動システムの構築等が課題となっている。
	温泉でリフレッシュ事業の実施	令和元年度の利用者は952人で減少傾向。課題は広報活動と利用環境整備による利用者増である。
	世代を超えた交流機会の提供	デイサービスへの慰問や福祉教育、ふれあい交流会などを通じ幅広い世代の交流の場を提供中。今後は組織された「社会福祉法人連絡会」を生かし更に幅広い交流の場を検討する。

■基本方針(2) 支え合い

主な取り組み		推進状況・課題・方向性
行政	認知症対策の推進	認知症初期集中支援チームの事業委託、認知症地域支援推進員の配置、認知症サポーター養成講座の開催、認知症カフェの設置、認知症ケアパスの作成等、関係機関と連携し、認知症の方やその家族を支える取り組みを実施した。 今後、相談窓口の周知を継続する。認知症サポーターのフォローアップ研修の場の提供等の新たな取り組みを構築する必要がある。
	配食サービス等における見守りの支援	独居高齢者等に食事を提供し、高齢者の生活自立支援と栄養管理及び安否状況確認を実施した。
	生活支援体制整備事業の実施	平成30年度に協議体を設置し、2ヶ月に一度の会議を開催し、住民講演会も実施した。今後も協議体の会議を定期的に行い、住民講演会などを行い住民へ周知していく。
社協	ボランティアセンター運営の支援	ボランティアセンターを設置し、ボランティア協議会の運営に対する支援を行っている。
	関係機関との連携による見守り体制づくり	生活支援体制整備事業協議体での協議を踏まえ、令和2年度に「昭和村安心お守り隊事業」を開始した。今後は、村内の他の見守り活動などの実施組織との連携を視野に活動を推進する。
	ボランティアに関する情報提供や紹介の機会づくり	ボランティア活動に関するマッチングシステムを構築した。今後は、社協で把握していない活動にまで幅を広げ、より多くの情報提供や機会づくりを図っていく。
	助け合い活動を支える人材育成	人材育成のため、災害ボランティア養成講座をはじめとする各種講座を開催した。助け合い活動への意識の高揚を図る講座開催や人材発掘の取り組みが必要。

■基本方針(3) 安心

主な取り組み		推進状況・課題・方向性
行政	災害ボランティア育成に対する支援	各行政区に対して自主防災組織の設置に対する補助金交付事業を推進し、住民による組織づくりを進めている。現在4団体が避難訓練などを毎年、独自で実施している。今後も補助金交付事業を継続し、組織整備の推進を支援していく。
	災害に備えた訓練の実施	保育園や小中学校の避難訓練への消防団の協力や、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた、消防団や村職員を対象としたパーティション設置訓練を実施した。今後、住民への避難指示を行うことを想定した避難所の設置について、細かな部分も含めて訓練していく。
	安否確認の体制づくり	村内行政区による自主防災組織による独自の取り組みや、村の避難行動要支援者避難支援計画により要支援者の緊急連絡体制や安否確認などの支援体制を確保している。
	子育て支援センターの充実	村内2カ所の保育園内で開設し、子育て家庭に対する支援体制の強化を図っている。今後、より多くの親子に利用してもらえよう、情報提供や事業内容の充実を継続する。
	見守り、声かけの体制強化	生活支援体制整備事業による地域見守り活動の推進をしている。ボランティアの登録者数は100名を超えている。
	医療・介護サービスの情報提供と充実	近隣市町村や医師会と連携を図り、有益な情報を提供中。令和元年度から、事業委託により医療・介護関係者の相談窓口の設置や住民向けの講演会の開催等、在宅医療・介護連携の推進に取り組んでいる。
社協	災害に関する講習会、研修会の開催	災害ボランティア養成講座を、毎年、メニューを変えて開催。課題は、より幅広い分野の方や村民から参加を得ること及び村が支援する地域防災組織との連携強化。
	新たなサービス実施の検討	平成30年度に、訪問介護事業の対象にならない家事や介護等を提供する「暮らしサポート応援事業」を開始。ニーズに整合したサービスの提供と現サービスの定期的な検証を今後も継続する。
	福祉教育の充実	福祉作文やポスターコンクール、ボランティアスクール、小中学校での福祉教育活動を継続して実施した。今後も内容の検証を行いながら実施を継続する。
	地域の生活課題や困りごとの把握と解決・解決への柔軟な対応	生活支援体制整備事業において調査・把握した高齢者のニーズや、日常の業務の中で村民の困りごとを把握し、その解決のための関係機関や制度へのつなぎを行った。更なるニーズの把握や行政との連携、困りごとの解決に向けた協議・対応が課題。

第3節 アンケート調査からみえる村民の意識

本計画策定にあたっては、近年昭和村が実施した次のアンケート調査の中から、地域福祉に関係する考えや日常の生活課題、行動等に関する内容を抽出し、施策立案の参考資料として整理しました。

具体的に参考としたアンケート調査と主な結果は次のとおりです。

■参考としたアンケート調査

アンケート	略称	調査対象	調査時期
昭和村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に向けた介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	高齢者	昭和村に在住の 65歳以上の方 (要介護認定者除く)	令和2年 3月
昭和村第5次総合計画策定のための村民アンケート	村民	18歳以上の村民	令和元年 6月～7月
昭和村子育て支援に関する調査	子ども	就学前児童及び小学生児童を持つ保護者	平成31年 2月～3月
昭和村健康増進計画・食育推進計画・自殺対策推進計画策定のためのアンケート調査	健康	20歳以上の村民	平成30年 3月～4月

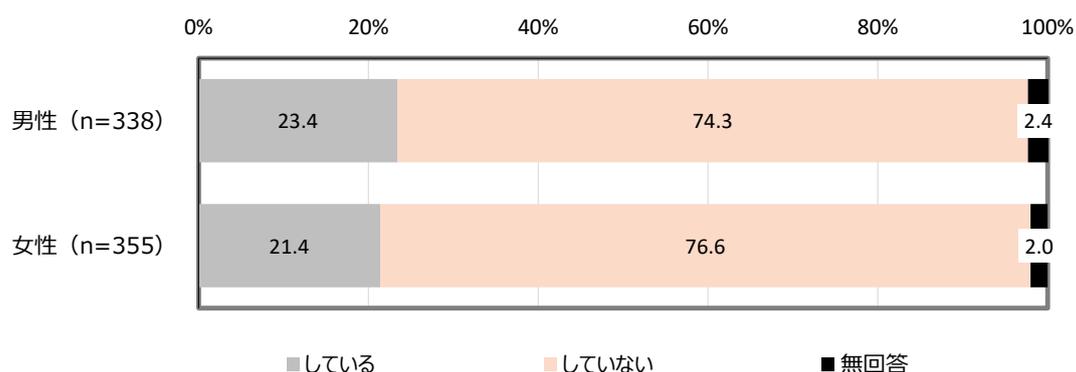
■主な調査結果とみえてくる村民意識

- ※ () に続くグラフのタイトルの末尾の【 】内は、参考としたアンケート調査の略称を示しています。
- ※ グラフ中の「n」は各設問に回答された人の総数を表しています。
- ※ 各選択肢の「%」値は、少数第2位を四捨五入して表しています。そのため、単数回答の設問でも各選択肢の%の合計が100%にならない場合があります。

1. 地域活動に関すること

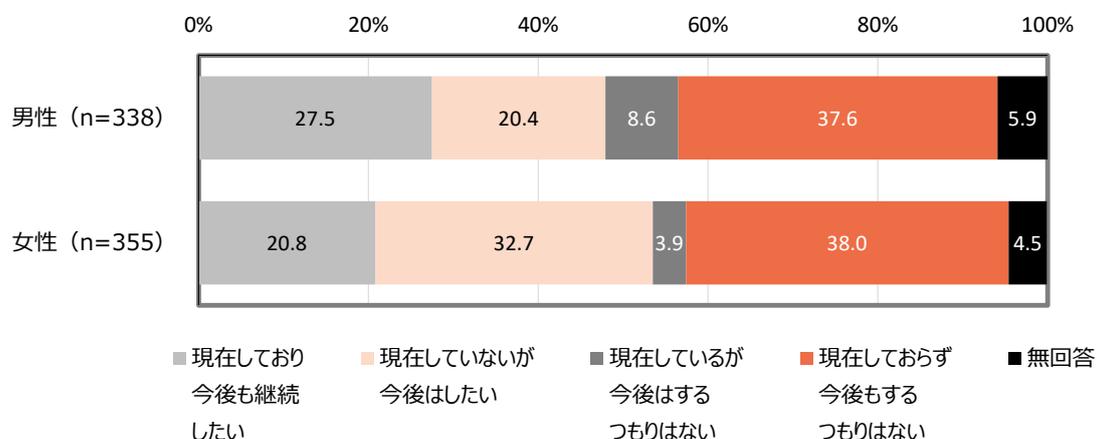
(1) 身近な地域での見守り、支え合いなど、地域福祉活動への参加について(単数回答)【村民】

地域福祉活動に参加「していない」と答えた人は男性 74.3%、女性 76.6%、「している」と答えた人は男性 23.4%、女性 21.4%でした。男女とも地域福祉活動に参加している人は2割台に留まっていますが、具体的な地域福祉活動として、ボランティアやスポーツ、健康づくりなどの活動の他に、老人クラブの活動や自治会活動など、高齢者、特に75歳以上の後期高齢者が中心となっている活動が含まれるため、このような結果につながった可能性があります。



(2) 現在のコミュニティ活動(地域活動)・ボランティア活動の状況と今後の意向について(単数回答)【村民】

コミュニティ活動(地域活動)を現在「している」と答えた人は、今後するつもりはないと回答した人も合わせ男性 36.1%、女性 24.7%で、男女とも(1)の見守りなどの地域福祉活動をしている人の割合よりも多くなっています。また、活動を今後(も)「したい」は、男性 47.9%、女性 53.5%と半数前後います。地域福祉活動への参加者を増やすために、コミュニティ活動を地域福祉活動へと導く取り組みが重要であるといえます。

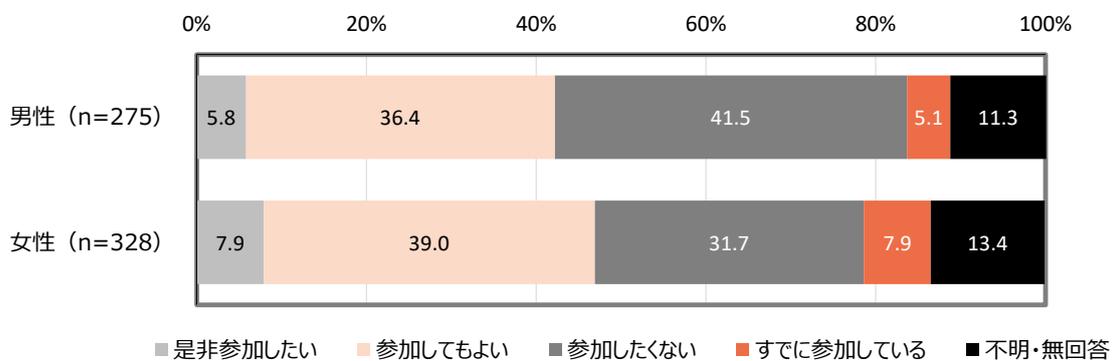


(3)地域づくり活動への参加について(単数回答)【高齢者】

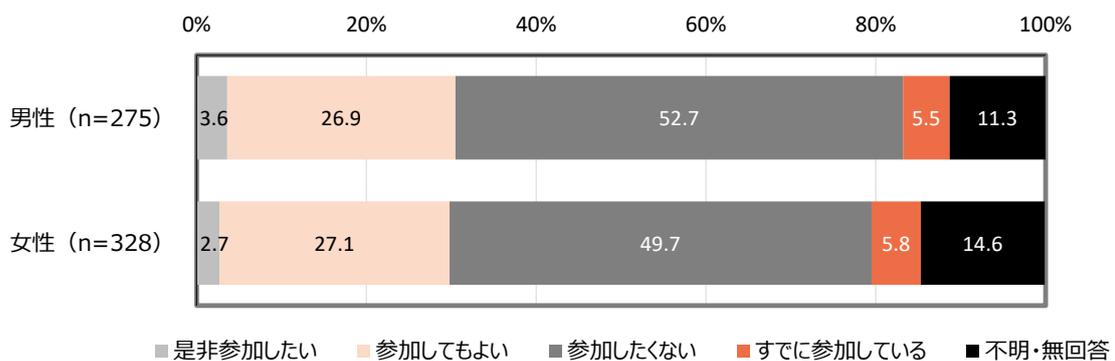
65歳以上の男性の42.2%、女性の46.9%の人は、地域づくり活動に参加者として「是非参加したい」または「参加してもよい」と回答する一方、男性の41.5%、女性の31.7%は「参加したくない」と回答しています。

また、地域づくり活動へのお世話役としての参加については、「参加したくない」が男女とも参加者としての参加の場合よりも多く、特に女性は18.0ポイントの増となっています。お世話役として「参加したくない」の回答については、村内の一部地域では7割を超えるなど地域性が強いことから、回答者の年齢が影響している可能性も考えられます。

■参加者としての参加

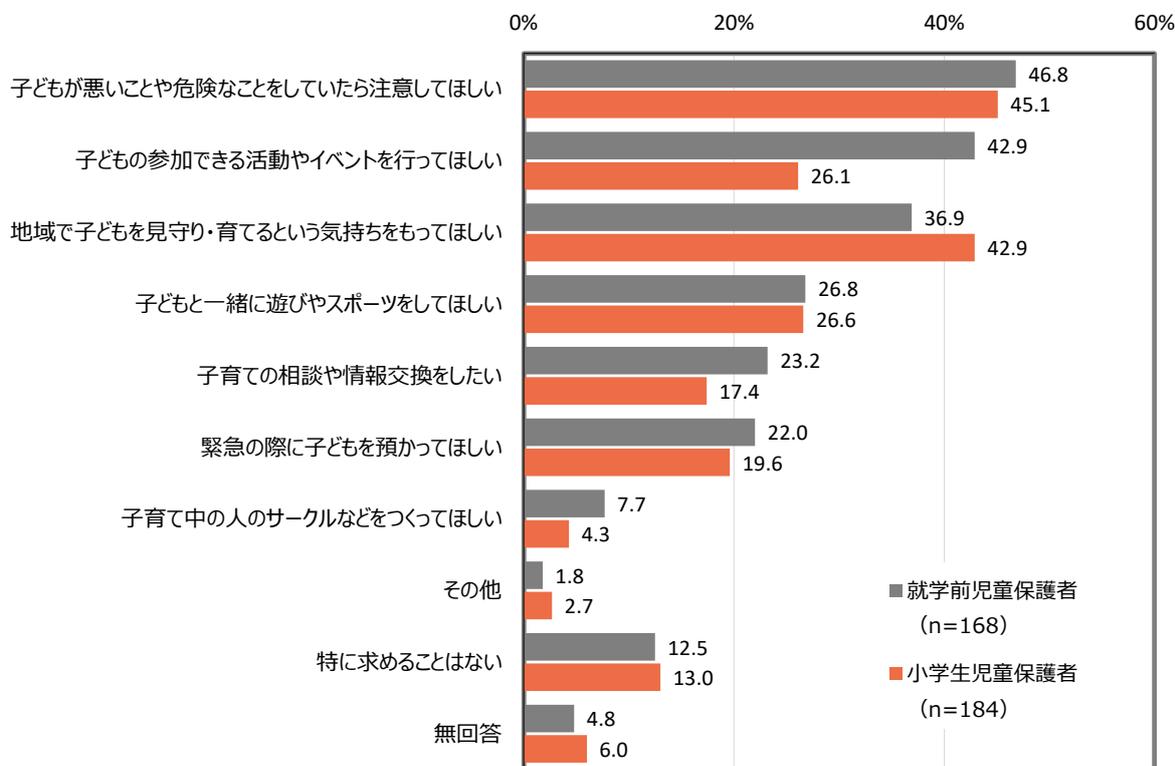


■企画・運営（お世話役）としての参加



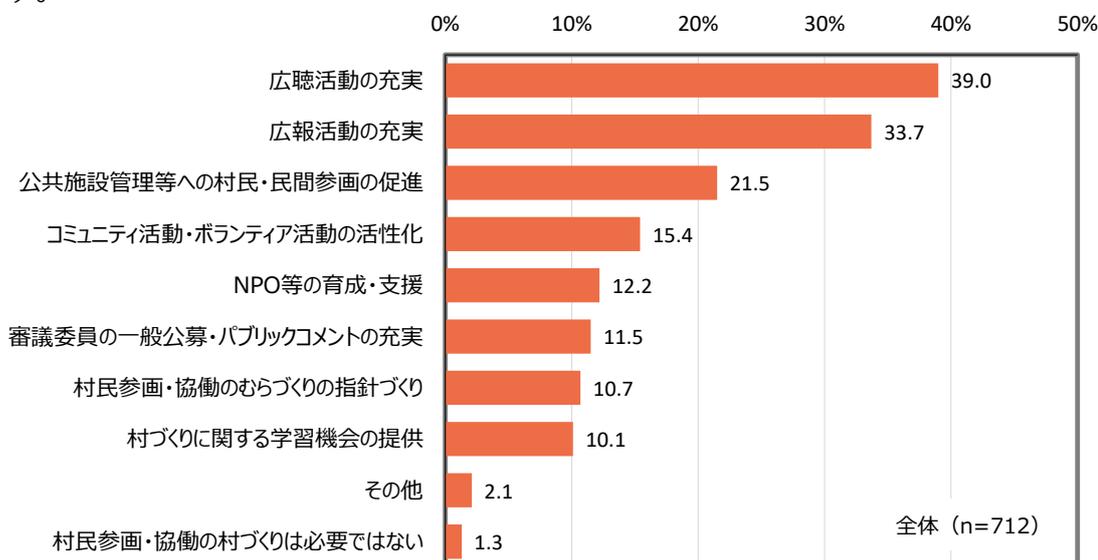
(4)子育てにおいて地域に期待すること(複数回答)【子ども】

子育てに関し地域に期待することは、児童の年代で順位は一部異なりますが、「子どもが悪いことや危険なことをしていたら注意してほしい」、「子どもの参加できる活動やイベントを行ってほしい」、「地域で子どもを見守り・育てるという気持ちをもってほしい」、「子どもと一緒に遊びやスポーツをしてほしい」が上位4つとなっています。



(5)「村民参画・協働の村づくり」を進めるために行政として必要なこと(複数回答)【村民】

村づくりを村民が参画し協働で行うために行政が必要なことでは、村民の意見を聞く(広聴)と、行政の考えを周知する(広報)が1・2位となっています。また、コミュニティ活動・ボランティア活動を活性化すること、NPO等を育成することも上位に回答されています。

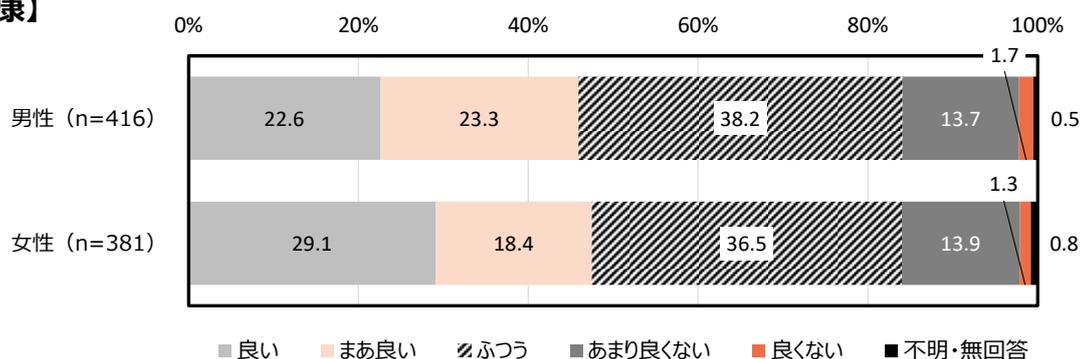


2. 健康づくりに関すること

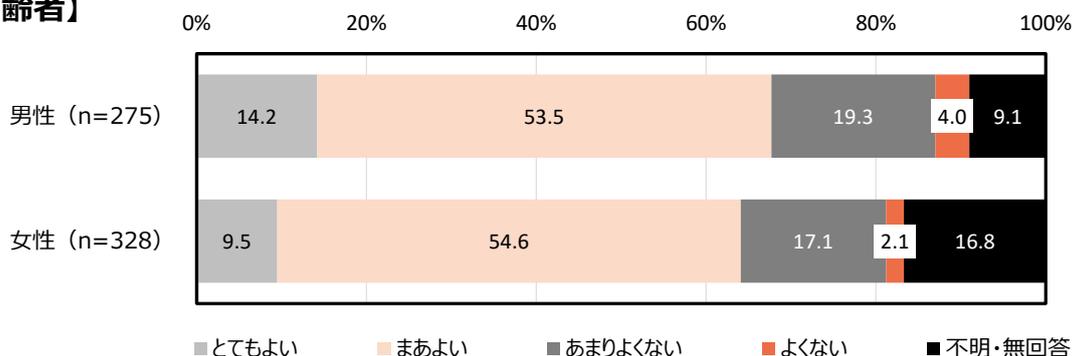
(1)現在の健康状態(単数回答)【健康】【高齢者】

現在の健康状態が「良い」と「まあ良い」を合わせた『良い』と回答した男性は45.9%、女性は47.5%でした。また、「あまり良くない」と「良くない」を合わせた『良くない』は、男性15.4%、女性15.2%となっています。一方、高齢者に限ると、「あまりよくない」と「よくない」を合わせた『よくない』は、男性23.3%、女性19.2%と、20歳以上の村民全体を対象とした【健康】での調査よりも、やや多くなっています。

【健康】



【高齢者】

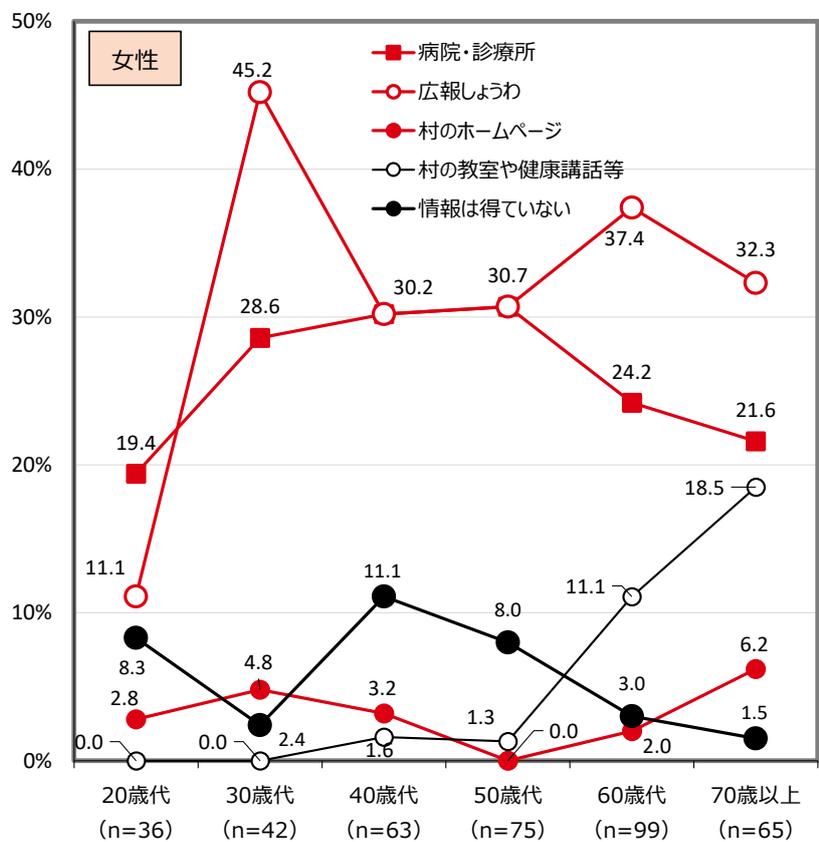
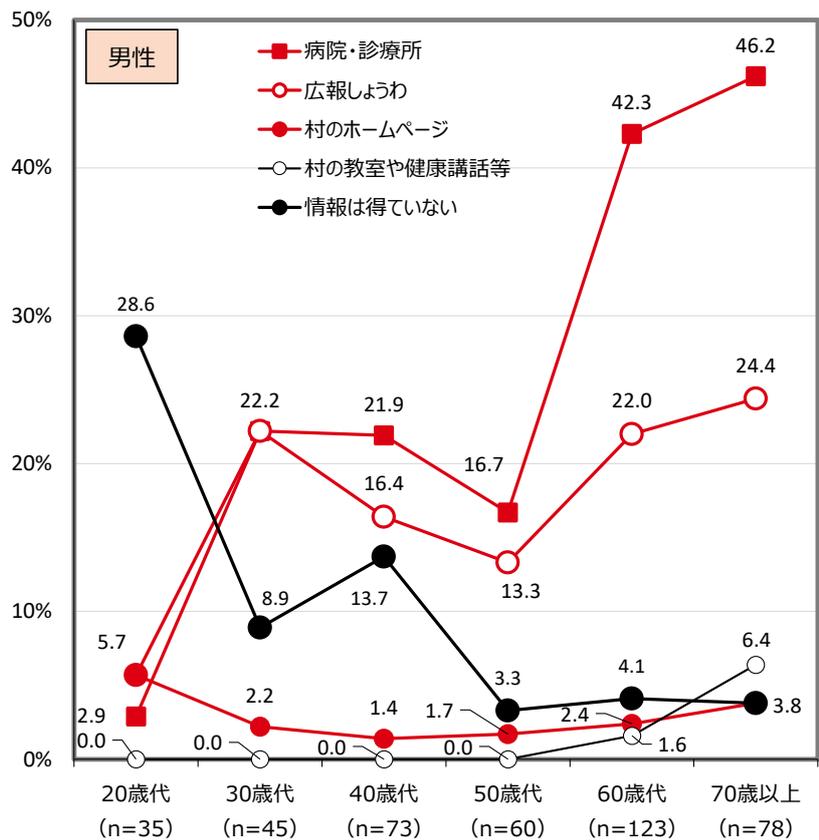


(2)健康づくりや保健医療に関する情報の入手先(複数回答)【健康】

健康づくりなどに関する情報の入手先については、男女とも「広報しようわ」と「病院・診療所」が多く、特に男性の60歳以上では、「病院・診療所」が4割を超えています。また、「村の教室や健康講話等」は年齢とともに、特に60歳以上で男女とも増えています。「村のホームページ」はすべての年代で10%未満です。

今後、比較的多く活用されている「広報しようわ」の充実や、村の教室や健康講話等へより多くの村民が参加できるような工夫が重要と考えられます。

第2章 地域福祉をめぐる昭和村の現状

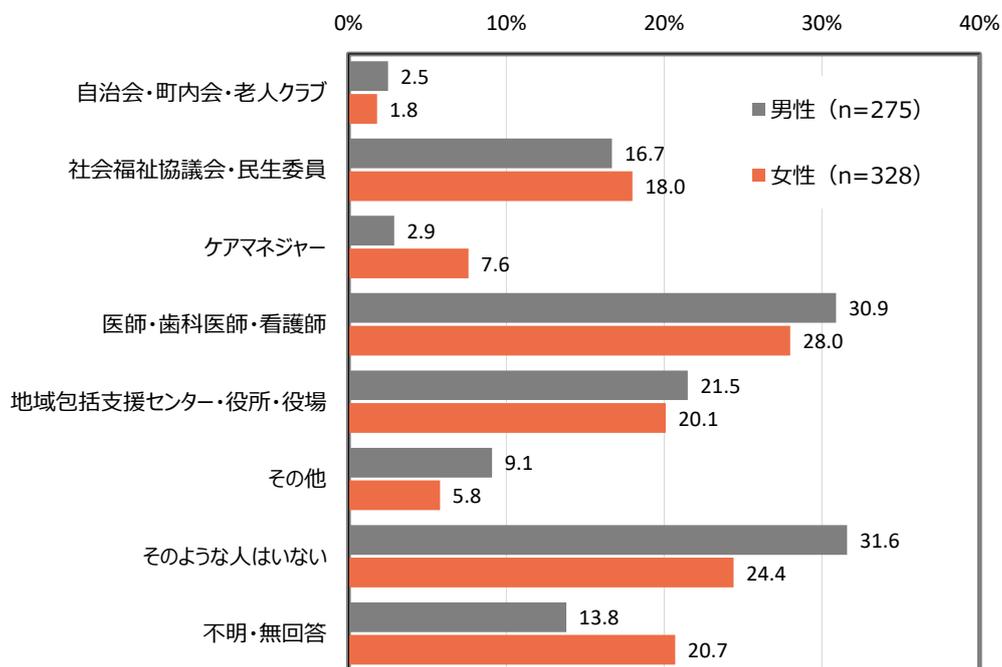


3. 安全・安心な暮らしに関すること

(1)何かあったときに相談する相手(家族・友人以外)(複数回答)【高齢者】

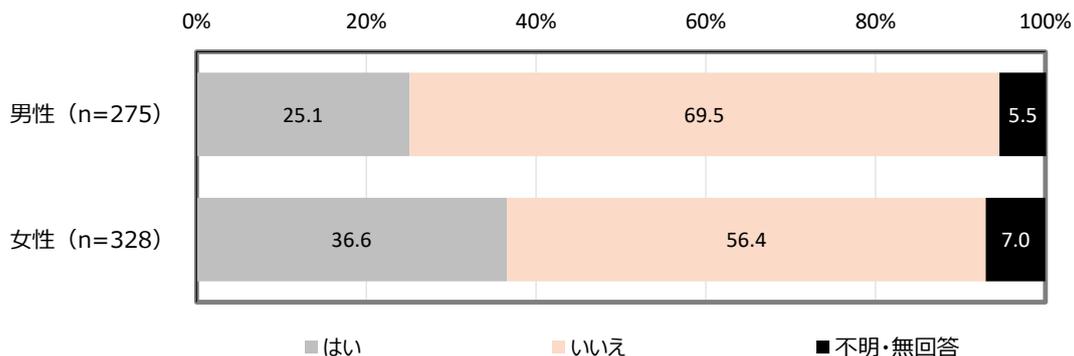
65歳以上の高齢者が何かあったときに相談する相手としては、男女とも「医師・歯科医師・看護師」が3割前後と最も多く、次いで「地域包括支援センター・役所・役場」「社会福祉協議会・民生委員」となっています。「自治会・町内会・老人クラブ」は男女ともほとんど相談先になっていません。また、「そのような人はいない」との回答が男性で31.6%、女性で24.4%います。

地域福祉を推進する観点から、現在は相談先のない人も地域で気軽に相談できる体制づくりが必要となっています。



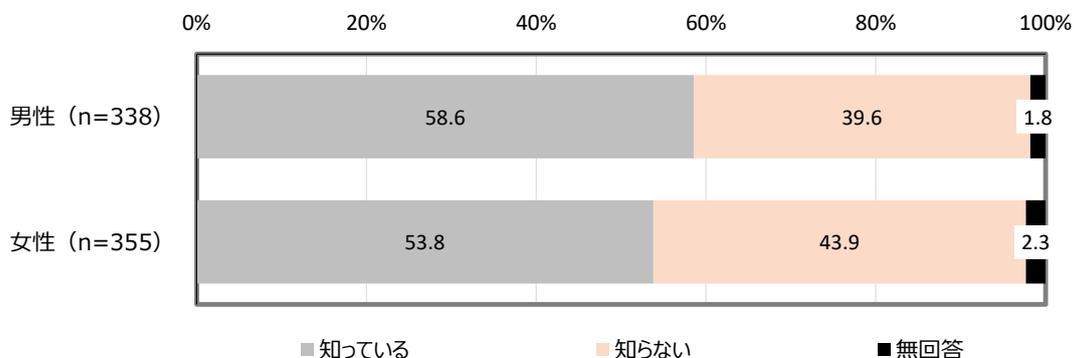
(2)認知症に関する相談窓口を知っているか(単数回答)【高齢者】

認知症に関する相談窓口を知っている65歳以上の男性は25.1%、女性は36.6%となっています。男性よりも女性の方が多くですが、それでも半数には達しておらず、更なる周知が必要な状況です。



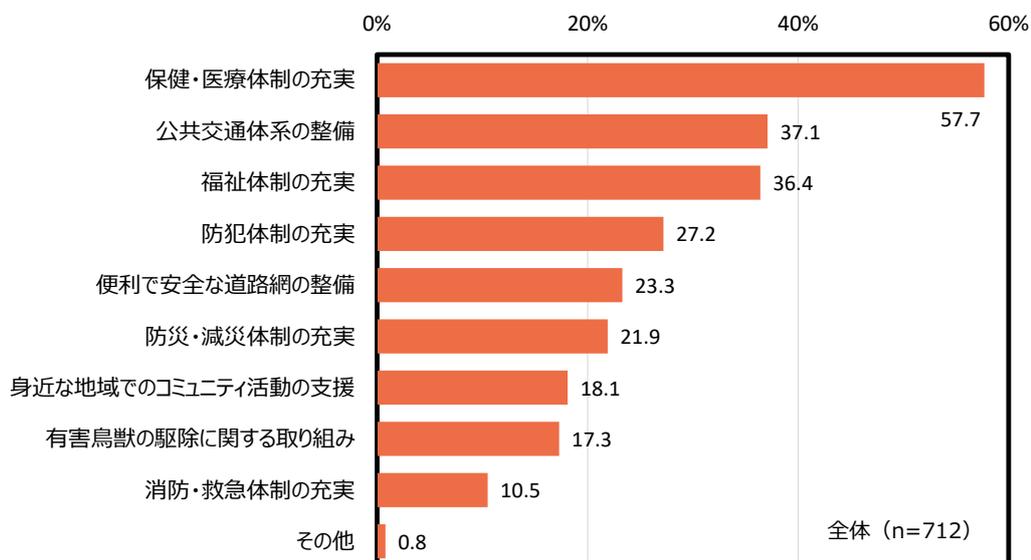
(3)災害時の避難路・避難場所を知っているか(単数回答)【村民】

災害が発生した際の避難路や避難場所を知っている人は、男性の58.6%、女性の53.8%と半数を超えています。また、「知らない」と回答した人も4割前後おり、更に周知活動を進める必要があるといえます。



(4)村民の「安全・安心な暮らし」を確保し、住みつづけたいくなる生活環境づくりを進めるために、村としてどのようなことに力を入れるべきだと思いますか。(複数回答)【村民】

村民の安全・安心な暮らしを確保するために、村が力を入れるべきと思うことでは、「保健・医療体制の充実」が57.7%と最も多く、次いで「公共交通体系の整備」(37.1%)、「福祉体制の充実」(36.4%)となっています。交通関係では、「便利で安全な道路網の整備」も23.3%の人が回答しており、医療、交通、福祉の各体制の整備・充実が、安全・安心な暮らしのための重要なテーマとなっています。



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

第2節 計画の基本目標

第3節 計画の体系

第1節 計画の基本理念

第1次の昭和村地域福祉計画・地域福祉活動計画では、誰もが住み慣れた地域の中で安心・安全で豊かな生活を送れるよう、地域全体で社会福祉活動に取り組み、共に支え合う地域社会を目指し、基本目標に「笑い声のひびく やさしい村」、基本方針に「元気」「支え合い」「安心」を据えて、幅広い取り組みを進めてきました。しかし、生活課題の複合化が進み、その解決がますます難しくなる一方で、新たな感染症が私たちの日常生活に不安の影を落とす現在、「笑い声のひびく やさしい村」であること、またあり続けることは、容易ではありません。

困難な社会情勢にある現在ですが、第2次昭和村地域福祉計画・地域福祉活動計画では、この「笑い声のひびく やさしい村」をこれからの5年間に掲げるべき基本理念として引き継ぎ、新しい生活様式のもと、地域全体が力を合わせ、共に支え合う取り組みを推進していきます。

計画の基本理念： **笑い声のひびく やさしい村**

第2節 計画の基本目標

基本理念を具現化するため、次のとおり基本目標を設定します。

基本目標Ⅰ 健康な生活を送れる元気な **むらづくり**

➡ 盛んな交流活動と健康づくり活動の支援

基本目標Ⅱ つながり・支え合う **地域づくり**

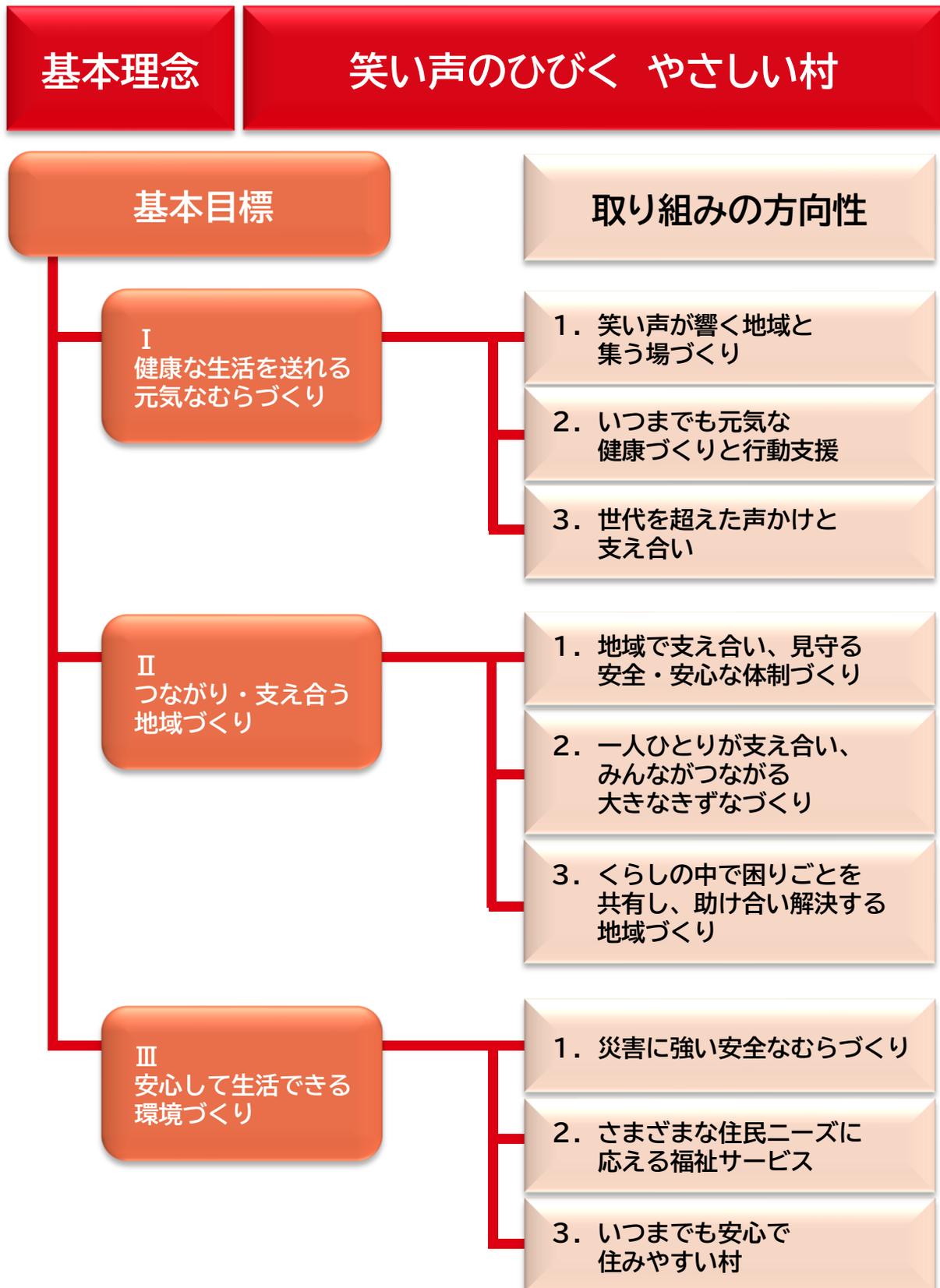
➡ 地域を支える人や組織の育成、つながりあう体制の整備

基本目標Ⅲ 安心して生活できる **環境づくり**

➡ 地域福祉の仕組みやサービスの充実

第3節 計画の体系

本計画の体系は次のとおりです。





平成29年 中学生の部 最優秀賞の作品



令和元年小学生高学年の部 最優秀賞の作品



令和3年 昭南小学校

福祉教育



認知症サポーター養成講座の様子



令和2年 昭和中学校

第4章 具体的な取り組み

基本目標Ⅰ 健康な生活を送れる元気なむらづくり

基本目標Ⅱ つながり・支え合う地域づくり

基本目標Ⅲ 安心して生活できる環境づくり

基本目標Ⅰ 健康な生活を送れる元気なむらづくり

健康で元気に暮らしを営めることは、「むらづくり」を進めるための基礎であり、同時に目標でもある、重要なテーマです。

この重要なテーマの実現に向けて、「しょうわライフプラン」の事業を推進し、村民の健康維持や健康増進の取り組みを応援するとともに、様々な世代の村民が元気に笑顔で集い交流することができる場の整備を進めます。その中で生まれた信頼関係をもとに、村民が世代を超えて支え合えるむらづくりを推進することを、基本目標Ⅰとします。

1. 笑い声が響く地域と集う場づくり

自治会への加入世帯数及び加入率は安定して推移しており、地域福祉を推進する上での基盤となる自治会組織は、堅実に保たれています。一方、高齢者数は年々増加しているにもかかわらず、高齢者の生きがいや健康づくりの核となる老人クラブの会員数は近年減少が続いています。

すべての人が、さりげなく支え合う村でありつづけるために、世代や国籍を超えて気軽に集い交流することのできる場づくりを推進するとともに、老人クラブやボランティア団体の活動への支援を通じた交流活動の活性化を図ります。

■村民や地域、団体等に期待する取り組み

- みんながつながって、見守りや支え合い活動に参加し、健康で安全・安心な地域をつくれます。
- 地域の活動に興味、関心を持ち、一人ひとりが地域のためにできることを考えます。
- 周辺を気にする意識と視点で生活を送り、行政等の活動、動きにつなげる意識づくりを心がけます。

■昭和村・昭和村社会福祉協議会の取り組み

取り組み		具体的な内容	担当課等												
01	支え合い助け合う活動の推進と地域福祉の仕組みづくり	<p>・総合福祉センターを地域福祉の拠点施設とし、社会福祉協議会と協働して、地域住民や団体等による見守り・声かけで支え合い、助け合う活動を促進します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>H30</td> <td>R6</td> </tr> <tr> <td>福祉センター利用者数</td> <td>93,551人</td> <td>100,000人</td> </tr> </tbody> </table>		実績	目標		H30	R6	福祉センター利用者数	93,551人	100,000人	保健福祉課 社会福祉協議会			
			実績	目標											
	H30	R6													
福祉センター利用者数	93,551人	100,000人													
<p>・福祉ボランティアの育成や地域福祉の必要性を住民に理解してもらうための啓発事業、地域住民が主体となった地域福祉の仕組みづくりに取り組みます。</p> <p>・地域住民と民生委員・児童委員、社会福祉協議会、行政が連携して課題解決に取り組む仕組みの構築に努めます。</p>															
02	公民館講座等の教養講座の充実	<p>・住民が生きがいを実感でき、世代・性別・国籍にとられない多種多様な交流を推進します。そして、これらに必要なむらづくりに生かされるような、特色ある学習プログラムの提供を進めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>R1</td> <td>R6</td> </tr> <tr> <td>文化芸術環境の満足度</td> <td>29.5%</td> <td>32.5%</td> </tr> <tr> <td>文化協会各団体が開催した教室数</td> <td>—</td> <td>20回</td> </tr> </tbody> </table>		実績	目標		R1	R6	文化芸術環境の満足度	29.5%	32.5%	文化協会各団体が開催した教室数	—	20回	教育委員会
			実績	目標											
			R1	R6											
文化芸術環境の満足度	29.5%	32.5%													
文化協会各団体が開催した教室数	—	20回													
03	サロン活動の充実と推進	<p>・地域内で活動するサロン活動の取り組みを支援します。</p> <p>・総合福祉センター等に高齢者等の筋トレに必要な機器等を備えたスペースの整備を検討します。</p>	保健福祉課 社会福祉協議会												
04	団体の会員や村民が参加しやすい活動と環境づくり	<p>・老人クラブ連合会、ボランティア協議会、遺族の会、更生保護女性会の事務局として活動を支援するとともに、新たな会員の掘り起こしなどを検討します。</p>	社会福祉協議会												

2. いつまでも元気な健康づくりと行動支援

本村では村民の健康寿命の延伸と生活習慣病の発症・重症化予防を重視し、保健センターを拠点として、子どもから高齢者まで、ライフステージに応じた各種の保健事業に取り組んできました。

23頁に示したアンケート調査では、現在の健康状態を「あまり良くない」または「良くない」と回答した村民は男性15.4%、女性15.2%となっていますが、65歳以上の高齢者を対象とした調査では、「あまりよくない」または「よくない」の回答は男性が23.3%、女性19.2%と、健康状態が良くないと自覚する人は年齢とともに増えています。

一方、平成27年に厚生労働省が発表した全国市町村の「生命表」によると、本村の平均寿命は男性が80.8年、女性86.6年で、男性は県平均よりも長く、全国平均並みであるのに対し、女性は県平均、全国平均のいずれも下回っています。

今後も村の元気を維持していくために村民、とりわけ高齢村民の健康づくり活動への支援に注力します。また、移動手段に欠けるために健康づくり活動への参加が困難となっている高齢者に対して利便性の高い移動手段を提供していきます。

	【平均寿命】	
	男性	女性
昭和村	80.8	86.6
群馬県	80.6	86.9
全国	80.8	87.0

(単位：年)

資料：厚生労働省市区町村別生命表（平成27年）

■村民や地域、団体等に期待する取り組み

- 地域の交流の場に近所の人を誘う行動、意識づくりを心がけます。
- 健康づくりや介護予防に関する正しい意識と体力維持のための活動的な生活を送ります。
- 日頃から会話のある楽しい食生活を送ります。
- 地域ぐるみで行える健康づくりなどの生きがいをもてる生活を送ります。

■昭和村・昭和村社会福祉協議会の取り組み

取り組み		具体的な内容	担当課等
01	保健事業推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・本村の実情に即した健康づくり施策を総合的・計画的に進めるための健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画「しょうわライフプラン」の中間評価と見直しを行います。 ・地域ぐるみの健康づくり体制の強化を図るため、健康づくり推進協議会の組織体制の充実、ヘルスマイトや保健推進員の育成及び活動支援を行います。 	保健福祉課

取り組み		具体的な内容	担当課等												
02	介護予防・地域包括ケア体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が要介護状態になることを予防するための介護予防活動や筋力トレーニング活動等の取り組みを促進します。 ・介護や支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括支援センターを核として各関係機関との連携を強化し、サービス提供体制の充実を図ります。 	社会福祉協議会 保健福祉課												
03	温泉でリフレッシュ事業の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね 65 歳以上の高齢者を対象として、「昭和の湯」までの無料送迎を行い、温泉の利用と地域交流、交通弱者の支援を行います。 ・免許返納者への周知と送迎区間の拡充を図ります。 <table border="1" data-bbox="571 817 1189 940"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>R2</td> <td>R6</td> </tr> <tr> <td>温泉でリフレッシュ利用者数</td> <td>752 人</td> <td>1,200 人</td> </tr> </tbody> </table>		実績	目標		R2	R6	温泉でリフレッシュ利用者数	752 人	1,200 人	社会福祉協議会			
	実績	目標													
	R2	R6													
温泉でリフレッシュ利用者数	752 人	1,200 人													
04	介護予防、筋トレの活動支援と拠点整備	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が要介護の状態になることの予防のため、地域のサロン活動を支援します。 ・生活習慣病予防、介護予防等に関する情報提供や啓発を行い、心身の健康維持に向けた自主的な取り組みを促進します。 <table border="1" data-bbox="571 1191 1189 1375"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>H30</td> <td>R6</td> </tr> <tr> <td>らくらく筋トレ体操の参加者数</td> <td>410 人</td> <td>410 人</td> </tr> <tr> <td>介護予防サポーター等の育成登録数</td> <td>62 人</td> <td>100 人</td> </tr> </tbody> </table>		実績	目標		H30	R6	らくらく筋トレ体操の参加者数	410 人	410 人	介護予防サポーター等の育成登録数	62 人	100 人	社会福祉協議会 保健福祉課
	実績	目標													
	H30	R6													
らくらく筋トレ体操の参加者数	410 人	410 人													
介護予防サポーター等の育成登録数	62 人	100 人													

3. 世代を超えた声かけと支え合い

すべての人が、それぞれ地域の中で居場所と役割を持ち、時に支え時に支えられたりしつつ生きがいを感じながら暮らす「地域共生社会」は、人と人との自然なふれあいや交流の中に芽生え育つものですが、25頁のアンケート調査では、何かあったときに相談する相手が「いない」と回答した高齢者は、女性で24.4%、男性では31.6%に上っています。

核家族化が進み、ひとり暮らし高齢者世帯が年々増加するなか、世代を超えて交流することの重要性は増々高まっています。そのために、高齢者と児童など、世代間の交流の機会づくりやあいさつ、見守り運動の充実を図っていきます。

■村民や地域、団体等に期待する取り組み

- 声かけや見守りでのつながり意識を高め、支援が必要な人の発見に努めます。
- 地域の団体活動や村の活動に理解を深め、積極的に参加します。

■昭和村・昭和村社会福祉協議会の取り組み

取り組み		具体的な内容	担当課等
01	イベント等での世代間交流とふれあう機会づくり	・昭和の日に行っている記念イベントで、昔ながらの遊びを体験するコーナーを設けて交流を推進します。	企画課 産業課
02	あいさつ、見守り組織の活動支援	・総合福祉センターを地域福祉の拠点施設とし、社会福祉協議会と協働して、地域住民や団体等による見守り・声かけ、支え合い助け合う活動を促進します。 ・見守り支援活動で組織された「昭和村安心お守り隊」の活動の支援、協働する取り組みを推進します。	保健福祉課 社会福祉協議会
03	高齢者と児童との交流の推進	・伝統食を通じた高齢者と児童との交流推進を検討します。	保健福祉課
04	世代を超えた交流機会の提供	・デイサービスの慰問、福祉教育への取り組み、ふれあい交流会などを通じ、高齢者と園児から中学生までの子ども達の交流の場を提供するとともに、組織化された社会福祉法人連絡会を活用するなど幅広い交流の場のコーディネートと交流の場を提供します。	社会福祉協議会
05	安心お守り隊事業を核としたあいさつ見守り活動の充実	・見守り支援活動で組織された「昭和村安心お守り隊」を推進します。 ・村内の様々な見守り活動の組織で競合しないよう推進していきます。	社会福祉協議会

基本目標Ⅱ つながり・支え合う地域づくり

社会の情勢や人々の暮らし方の変化が、地域の課題に多様化・複雑化をもたらしており、その課題解決のためには、これまで以上にきめ細かく包括的な取り組みが必要となっています。

基本目標Ⅱでは、地域で生活課題の解決に取り組む人や組織を育成するとともに、その活動を支援します。更に人や組織がつながり合うしくみや体制の整備を図り、人々が助け合い、支え合える地域づくりを推進します。

1. 地域で支え合い、見守る安全・安心な体制づくり

22頁に示された、子育てにおいて地域に期待することでは、就学前児童保護者・小学生児童保護者とも5割近くの人が「子どもが悪いことや危険なことをしていたら注意してほしい」と回答し、更に「地域で子どもを見守り、育てるという気持ちをもってほしい」との回答も4割前後と多く、保護者には、子どもの安全に関し地域に大きな期待が寄せられていることがわかります。まず、そうした期待に応える「お互いさま活動」意識の維持・拡大に努めます。

また、地域と地域の人を熟知し、行政との橋渡しを行っている民生委員をはじめ、地域には、様々なかたちで地域の人との関わりをもつ人や団体があります。そうした関わりを社会資源としてその活動を支援し、地域での見守り体制の充実を図ります。

■村民や地域、団体等に期待する取り組み

- 散歩や回覧板の受け渡し、行政区の活動等の機会を通じた見守り活動と情報の収集や共有を心がけます。
- 組織活動に参画し、見守り、支え合い活動を通じ、安心な地域をつくっていきます。

■昭和村・昭和村社会福祉協議会の取り組み

取り組み		具体的な内容	担当課等
01	民生委員、保健推進委員等での見守り活動	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ごとに、一人暮らし高齢者宅を民生委員が訪問するなどの安否確認を行います。 ・保健推進員活動において、がん検診の通知配布時の見守りを行います。 	保健福祉課
02	緊急通報システム等を活用した見守りシステム	<ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らし高齢者に緊急通報装置をレンタルし、利用者の安否通報受信・通報内容の確認、安否確認のための定時連絡を行います。 	保健福祉課

第4章 具体的な取り組み

取り組み		具体的な内容	担当課等									
03	配食サービスのサービス提供時の見守り支援	<ul style="list-style-type: none"> ・独居高齢者等に食事を提供し、高齢者の生活自立支援と栄養管理及び安否状況確認を実施します。 	保健福祉課 社会福祉協議会									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>R2</td> <td>R6</td> </tr> <tr> <td>配食サービス利用者数</td> <td>12人</td> <td>20人</td> </tr> </tbody> </table>			実績	目標		R2	R6	配食サービス利用者数	12人	20人
				実績	目標							
	R2	R6										
配食サービス利用者数	12人	20人										
04	見守り、声かけの体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制整備事業による地域見守り活動を推進します。 ・村内の様々な見守り活動組織との連携を視野に見守り活動を推進します。 	社会福祉協議会									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>R2</td> <td>R6</td> </tr> <tr> <td>見守り隊の登録者数</td> <td>80人</td> <td>150人</td> </tr> </tbody> </table>			実績	目標		R2	R6	見守り隊の登録者数	80人	150人
				実績	目標							
	R2	R6										
見守り隊の登録者数	80人	150人										
05	福祉団体の活動支援、会員の増	<ul style="list-style-type: none"> ・老人会の組織、会員の減少に対応した加入促進と魅力を発信します。 	社会福祉協議会									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>R3</td> <td>R6</td> </tr> <tr> <td>老人クラブ数</td> <td>10団体</td> <td>12団体</td> </tr> </tbody> </table>			実績	目標		R3	R6	老人クラブ数	10団体	12団体
				実績	目標							
	R3	R6										
老人クラブ数	10団体	12団体										
<ul style="list-style-type: none"> ・様々な組織を活用した活動のネットワーク化を進めます。 												
06	お互い様活動意識の継続と新たなつながりの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・サロン参加者・老人クラブ員の送迎やご近所での除雪作業など、村内で当たり前に行われているお互いさま活動の意識を絶やさないう、新たなつながりをつくるために必要な関わり・対応を検討します。 	社会福祉協議会									

2. 一人ひとりが支え合い、みんながつながる大きなきずなづくり

20 頁に示した村民に対するアンケート調査で、コミュニティ活動（地域活動）やボランティア活動を「現在しており今後も継続したい」または「今後はしたい」との回答は、男性で 47.9%、女性で 53.5% に上っています。一方、21 頁に示した高齢者に対するアンケート調査では、地域づくり活動へ「是非参加したい」または「参加してもよい」との回答は、『お世話役』としての参加する場合は『参加者』として参加する場合よりも少なく、特に女性ではその差が 17.1 ポイントに上っています。

核家族化やひとり暮らし世帯の増加が、地域におけるつながりの希薄化をもたらしている現在、支え合いのために「つながる」ことの重要さは高まるばかりですが、このアンケート結果は、半数近くの人には地域活動への参加に前向きである一方、実際に協働活動を始めするためには、まずその切っ掛けが提供される必要であることを示唆しています。

そのために、住民の協働推進体制の確立を通じて活動の機会づくりの充実に努めるとともに、地域活動やボランティア活動、ボランティア協議会等へ支援を行い、活動の活性化を図ります。

■村民や地域、団体等に期待する取り組み

- みんながつながった助け合い活動に理解を深め、できる事から始めて行く意識づくりをします。
- 地域コミュニティ活動の活性化に参画し、取り組んでいきます。

■昭和村・昭和村社会福祉協議会の取り組み

取り組み		具体的な内容	担当課等
01	地域活動、コミュニティ活動の充実	・コミュニティ補助金の支給やコミュニティ活動の拠点整備への支援を行い、自主防災活動やボランティア活動など地域に根ざした活動の拠点と活性化を促進します。	総務課

第4章 具体的な取り組み

取り組み		具体的な内容	担当課等
02	住民参画、協働推進体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・各種委員会・審議会やアンケート調査、パブリックコメント等を実施し、各種計画や政策の立案、決定、執行、評価の各過程において、住民が参画する機会づくりを進めます。 ・文化行事やイベントの企画・運営等への住民参画・協働を促進するとともに、公共施設の整備や管理・運営等への住民及び民間の参画・協働を促進します。 ・行政と住民の協働による取り組みを総合的かつ効果的に推進するため、庁内における協働推進体制を充実し、横断的な連絡調整を行います。 	総務課 企画課 教育委員会
03	地域における自主活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・自立した生活を支援するため、民生委員の協力を得て地域の問題解決に取り組みます。 	保健福祉課
04	地域におけるお互い様、支え合う活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア協議会の支援、ボランティアの登録、研修会等を実施し、お互い様の意識を高めます。 	社会福祉協議会
05	見過ごせない「制度の狭間」の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者、高齢者等への対象とならない生活支援、資金融資等のサービスの制度化と時代にマッチした見直しを行います。 	社会福祉協議会

3. 暮らしの中で困りごとを共有し、助け合い解決する地域づくり

社会福祉法は平成29年の改正で第106条の3「包括的支援体制の整備」が規定され、市町村は、地域の実情に応じ地域福祉活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援や地域住民等が相互に交流を図る拠点整備など、住民の地域福祉推進のために必要な環境の整備に努めることが求められました。

これに呼応し、本村では、住民が地域活動に積極的に参加する体制づくりや、地域包括支援センターを核とした包括的支援体制の整備を進めるとともに、関係機関が連携して多面的な支援が行えるよう、情報交換の場やネットワークづくり、更に福祉活動に関する人材育成のための講座やセミナーを実施し、地域の中での困りごとの把握や解決に向けた仕組みの充実を図ります。

■村民や地域、団体等に期待する取り組み

- 地域で開催される交流イベントに積極的に参加します。
- 困っている人を相談窓口につなぐ意識を持ち、孤立化させない地域づくりを進めます。
- 助け合い活動養成講座などに積極的に参加します。
- 多くの仲間とともに、ボランティア活動に積極的に取り組みます。

■昭和村・昭和村社会福祉協議会の取り組み

取り組み		具体的な内容			担当課等
01	地域活動に積極的に参加し、寄り添う体制づくり	・地域住民同士の交流により積極的な見守り、支え合い活動に取り組み活動支援と情報提供を行います。			保健福祉課 社会福祉協議会
			実績	目標	
		地域福祉活動に参加する割合	H30 22.3%	R6 25.0%	
02	ボランティアセンターの運営支援	・ボランティア協議会の運営に対する支援を継続します。			社会福祉協議会
			実績	目標	
		ボランティアセンター登録者数	H30 129人	R6 150人	
03	生活支援体制整備事業の支援	・平成30年度に設置された協議体の定期開催と住民講演会などを通じた住民へ情報の周知を進めます。			社会福祉協議会 保健福祉課
04	包括的支援体制の整備	・地域包括支援センターを受託することにより、住民の健康の保持、生活安定のための援助と各種相談を横断的に進めます。			社会福祉協議会

第4章 具体的な取り組み

取り組み		具体的な内容	担当課等
05	情報提供のネットワークと紹介の場の機会づくり	・多面的な支援を展開するために関係機関と連携し情報交換の場づくりと地域包括支援センターを拠点としたネットワークづくりに努めます。	社会福祉協議会
06	助け合い活動を支える人材育成	・助け合い活動を支える人材を育成するための講座、セミナーを継続実施するとともに、更なる意識高揚につながる取り組み（関心の高そうな講座の開催など）や人材発掘とニーズの調査を行います。	社会福祉協議会

基本目標Ⅲ 安心して生活できる環境づくり

「安心」は、人々の生活に無くてはならないものですが、大規模な被害をもたらす自然災害や高齢者を狙う詐欺などの犯罪、経済的な困難をより深刻化させる新型コロナウイルスの感染拡大など、私たちの日常の暮らしは、いつ襲い掛かってくるかもわからない様々な問題に取り囲まれています。

そうした状況にあっても、すべての村民が安心して暮らし続けることができるように、基本目標Ⅲでは、災害発生に備えた体制づくりと強化、高齢者や障がい者、子育て中の家庭などへの福祉サービスの充実などの環境づくりを進めていきます。

1. 災害に強い安全なむらづくり

26頁に示された村民へのアンケート調査では、災害時の避難場所を「知らない」人が男女とも4割前後に上っており、自然災害が発生した場合の村民の避難について、課題があることが明らかです。そのため、自然災害による被害の極小化を目指し、防災・減災に関する指針を策定し、災害へ総合的・包括的に備えるための方向性を明らかにします。また、災害に関する講演会の開催を通じて災害ボランティアの育成と自主防災組織のネットワーク化を進め、ボランティア意識の高揚に努めます。更に、地域と連携し「災害弱者」である高齢者や障がい者などの避難支援体制と福祉避難所の充実を図ります。

昭和村社会福祉協議会においては、災害発生時に職員が効果的に活動できるよう、災害ボランティアセンターの体制づくりを進めます。

■村民や地域、団体等に期待する取り組み

- 日頃から防災に関する情報収集を行い、災害に備える意識を高めます。
- 地域で災害時に一人で避難できない人の把握と情報の共有を図ります。
- 地域ぐるみで進める防災組織づくりと災害時に対応する意識の共有と組織づくりを進めます。
(自主防災組織など)

■昭和村・昭和村社会福祉協議会の取り組み

取り組み		具体的な内容	担当課等
01	防災、減災に関する指針の策定	・防災・減災体制の強化、村全体の強靱化を総合的・計画的に進めるため、地域防災計画の見直しを適宜行うとともに、国土強靱化地域計画を策定します。	総務課

第4章 具体的な取り組み

取り組み		具体的な内容	担当課等
02	災害情報の伝達体制の維持・充実	・気象警報や避難勧告などの災害情報がすべての住民に確実に伝達できるよう、防災行政無線や緊急告知FMラジオ、携帯メール等の複数のシステムを活用した体制の維持・充実を図ります。	総務課
03	災害ボランティアの育成	・各行政区に対する補助金交付事業を通じて、住民による自主防災組織づくりや組織の整備を支援します。	総務課
04	要支援者の避難支援体制の充実	・関係団体と地域住民が連携し、高齢者や障がい者等の要支援者の避難支援体制と要配慮者が必要とする福祉避難所の充実を図ります。	保健福祉課
05	災害に関する講演会・研修会の開催	・災害ボランティア講習会を毎年メニューを変えて開催します。 ・自主防災組織のネットワーク化によりボランティア意識の高揚と組織づくりを進めます。	社会福祉協議会
06	災害ボランティアセンター設置への体制づくり	・災害発生時に職員がスムーズな行動により機能が発揮できる災害ボランティアセンターの体制づくりを進めます。	社会福祉協議会
07	職員の具体的な行動、意識づくりへの取り組み	・令和2年度に策定された事業継続計画（BCP）を踏まえ、災害発生時の職員の具体的な動きの確認や災害に備えた意識づくりを進めます。	社会福祉協議会

2. さまざまな住民ニーズに応える福祉サービス

村民への福祉サービスは、高齢者に対する「高齢者保健福祉計画」や障がい者に向けた「障害者福祉計画」、「障害福祉計画・障害児福祉計画」、子育て世帯に向けた「子ども・子育て支援事業計画」などの個別の福祉計画に網羅されていますが、23～24頁に示された、「健康づくりや保健医療に関する情報の入手先」をみると、村からの情報発信の中心となる「広報しょうわ」から情報を得ている60歳代以上の人は、男性が2割台、女性でも3割台に留まっており、福祉情報についても十分に周知されているか懸念される状況です。

アンケート調査による検証を行い、新たなニーズに応えるサービスを構築するなど、よりよいサービスの提供に努めるとともに、福祉サービスの情報が十分に届くよう、ホームページ等も活用した情報提供の強化に努めます。

■村民や地域、団体等に期待する取り組み

- 広報誌やホームページ等で情報を収集します。
- 自分が知るサービス等を情報弱者へ提供します。
- どうしたら福祉サービスがよりよいものになるかみんなで話し合い、行政や社会福祉協議会に伝えます。

■昭和村・昭和村社会福祉協議会の取り組み

取り組み		具体的な内容	担当課等
01	介護保険サービスの適正な給付、情報提供	・適切な介護保険サービスが提供できるよう、現サービスの定期的な検証を通じてニーズに整合したサービスの提供に努めるとともに、サービスに関する情報提供を行います。	保健福祉課
02	各種福祉サービス事業の推進、拡充	・「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者福祉計画」、「障害福祉計画・障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等に盛り込まれた各種福祉サービス事業を着実に推進するとともに、利用者のニーズに沿った拡充に努めます。	保健福祉課
03	障がい者等への支援の充実	・障がい者が住み慣れた地域で安心して生活を営むことができるよう、保健師や障害者相談支援センターと連携しながら、支援を必要とする障がい者への適切なサービスの提供に努めます。 ・障がいや障がい者に対する住民の理解を深めるための広報・啓発活動を行うとともに、障がい者施設の活動紹介や生製品の販売支援等を行います。	保健福祉課

第4章 具体的な取り組み

取り組み		具体的な内容	担当課等
04	子育て支援センターの充実	・村内2カ所の保育園内で開設している子育て支援センターを、より多くの親子に利用してもらえるよう、情報提供や事業内容の充実を図り、子育て家庭に対する支援を強化していきます。	保健福祉課
05	保育園の充実、支援	・保育所3園の質的改善を進め、質の高い保育の提供に努めます。	保健福祉課 社会福祉協議会
06	新たな狭間をカバーするサービスの構築	・地域におけるニーズに合わせたサービスを協議・検討し、介護保険サービス外の「暮らしサポート応援事業」を継続して実施します。	社会福祉協議会
07	ホームページ等を活用した情報提供の充実	・多くの方に社会福祉協議会の活動や事業に関心を持っていただけるよう、社協だよりや社協のしおり、ホームページ（HP）などでの情報発信を工夫して行います。	社会福祉協議会
08	低所得者世帯への生活資金等の貸付事業の推進	・低所得世帯者に対し、生活福祉資金貸付事業を通じた支援を行います。	社会福祉協議会
09	日常生活自立支援事業の推進	・低所得世帯者に対し、日常生活自立支援事業利用料助成を行います。	社会福祉協議会
10	ニーズに対応したサービスの定期的な検証	・よりよいサービスを提供するために、学童保育事業・介護保険事業利用者（家族）を対象にアンケート調査を概ね2年に1回実施し、調査結果に基づき、サービス内容の改善や新たなサービスの検討を行います。	社会福祉協議会
11	学童保育の充実、支援	・3施設の運営を継続し、放課後の児童の居場所づくりと保護者が安心して就業できる環境づくりに努めます。	保健福祉課 社会福祉協議会
12	継続性と内容の検証	・長年利用実績がない事業等の内容検証を行い、その効果等を踏まえ事業を整理します。	社会福祉協議会

3. いつまでも安心して住みやすい村

26頁に示された、村民の「安全・安心な暮らし」を確保し、住みつづけたくなる生活環境づくりを進めるために、村が力をいれるべきことでは、「保健・医療体制の充実」が57.7%で1位、「公共交通体系の整備」が37.1%、「福祉体制の充実」が36.4%で。それぞれ2位、3位となっています。これらの村民ニーズに応えるため、広域連携による二次保健医療圏としての医療体制の充実を図ります。

また、25頁に示されたように、認知症相談窓口を知っている高齢者は、男性が4人に一人、女性も3人に一人程度に留まっていることから、安心の生活を支える医療や介護などの福祉情報の提供を充実させるとともに、判断能力が十分でない人の権利を守る成年後見制度の利用を促進するための体制の整備と充実を図ります。

昭和村社会福祉協議会においては、日頃の活動を通じて行政のサービスが届きにくい地域の生活課題の把握に努めるとともに、その解決に柔軟に取り組んでいきます。

■村民や地域、団体等に期待する取り組み

- 民生委員や自治会長など、地域の相談役が誰かを把握します。
- 困りごとがあれば、地域の相談役や社会福祉協議会に相談します。
- 地域にどんな課題や問題があるか、まわりの人と話し合います。
- 地域の課題や問題を解決して安心して暮らせる村にするため、自分たちができることを話し合います。

■昭和村・昭和村社会福祉協議会の取り組み

取り組み		具体的な内容	担当課等
01	医療、介護サービスの情報提供と充実	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣市町村や医師会と連携を図り、医療や介護サービスに関する有益な情報提供を行います。 ・事業委託による医療・介護関係者の相談窓口の設置や住民向けの講演会の開催等、在宅医療・介護連携を継続して推進します。 	保健福祉課
02	介護保険制度の適正な運営	<ul style="list-style-type: none"> ・広報活動等を通じて介護保険制度に関する住民の理解を深め介護認定から給付等までの介護保険制度の適正な運営に努めます。 	保健福祉課
03	広域的な連携強化による二次保健医療圏としての医療体制の維持・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な連携を一層強化し、二次保健医療圏としての医療体制の維持・充実に努めるとともに、住民が自分に必要な医療を自ら選択して受けられるよう、医療機関等に関する情報提供の充実を図ります。 ・関係機関と連携し、在宅医療を促進します。 	保健福祉課

第4章 具体的な取り組み

取り組み	具体的な内容	担当課等
04 成年後見制度の利用促進に向けた体制の整備・充実 <div style="background-color: red; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 昭和村 成年後見制度 利用促進基本計画 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用促進を図るため、利用支援や相談体制の充実を図ります。 ・成年後見制度の利用が必要な人（本人）の状況に応じ、適切に支援につなげる地域連携の仕組み（地域連携ネットワーク）の構築を広域的な連携も視野に検討します。 ・成年後見を申し立てる親族がない場合には、村長の申し立てによる制度の利用促進を図り、申し立て費用の助成を行います。 ・成年後見制度における後見等の業務を適正に行う法人後見の立ち上げを検討します。 	保健福祉課 社会福祉協議会

●地域連携ネットワークのイメージ

厚生労働省資料をもとに昭和村作成

※1 チームは本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握

※2 協議会は、法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための協議体

※3 中核機関は、協議会の事務局としてネットワーク全体をコーディネート



05	地域の生活課題や困りごとの把握	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制整備事業協議体において、ふれあい・いきいきサロン、各種団体等を通じ地域の高齢者を対象としたニーズ調査を実施します。 ・日頃の業務の中で村民の困りごと等の把握に努めます。 	社会福祉協議会
06	生活困窮者の生活の安定と自立の促進への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立相談支援事業により、生活困窮者が抱える多様な問題の相談に応じ、必要な支援につなげます。 	社会福祉協議会
07	ニーズ調査の効果的な活用と社会資源との協議	<ul style="list-style-type: none"> ・調査結果を分析し、社会資源とのマッチングによる効果的な利用の体制づくりと必要な社会資源の開拓を進めます。 	社会福祉協議会
08	行政にはできない住民ニーズへの対応、解決への柔軟な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃の活動を通して把握した困窮者への食料等の支援など、行政での対応が難しい住民ニーズ、幅広いネットワークを活用して関係機関・制度へつなぎ解決に努めます。 	社会福祉協議会

第5章 計画の推進と進捗の管理

第1節 連携、協働による計画の推進

第2節 計画の進捗管理

第1節 連携、協働による計画の推進

本計画が目指す「笑い声のひびく やさしい村」を実現するためには、地域福祉活動の主役となる村民と行政区などの地域の組織や団体、民生委員・児童委員、福祉活動を展開するボランティアやNPO、福祉サービス事業者や企業が担い手となり相互に連携し、行政、社会福祉協議会の支援を受けながら、協働して地域の生活課題を解決していくことが大切です。

各主体の役割は次のとおりです。

■ 村民、地域福祉団体

地域社会の一員として地域福祉への関心を持ち、地域の中にある生活課題を発見・共有し、地域の中での解決を図る役割があり、その前提として日頃からの交流を深めることが重要です。

■ 行政区

一定の地域に住む人たちにより構成され、互いに助け合いながら地域を住みやすい環境にしていくための取り組みを推進します。

■ ボランティア、NPO

地域に根差した活動から広く村全域を対象とした地域福祉活動の担い手として活動が期待されています。

■ 福祉サービス事業者

福祉サービス事業者は、サービスの質の確保、事業内容の情報公開などを行います。また福祉施設は、災害時の福祉避難所としての役割が期待されています。

■ 民生委員・児童委員

民生委員法に基づく非常勤特別職の地方公務員である民生委員は児童委員も兼ね、地域住民の立場に立って生活や福祉全般に関する相談対応や援助活動を行っています。

■ 社会福祉協議会

昭和村社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的存在として、地域福祉の担い手の育成や交流機会の創出、村民と福祉の活動団体やサービス事業者、行政との間の調整などの役割を担っています。

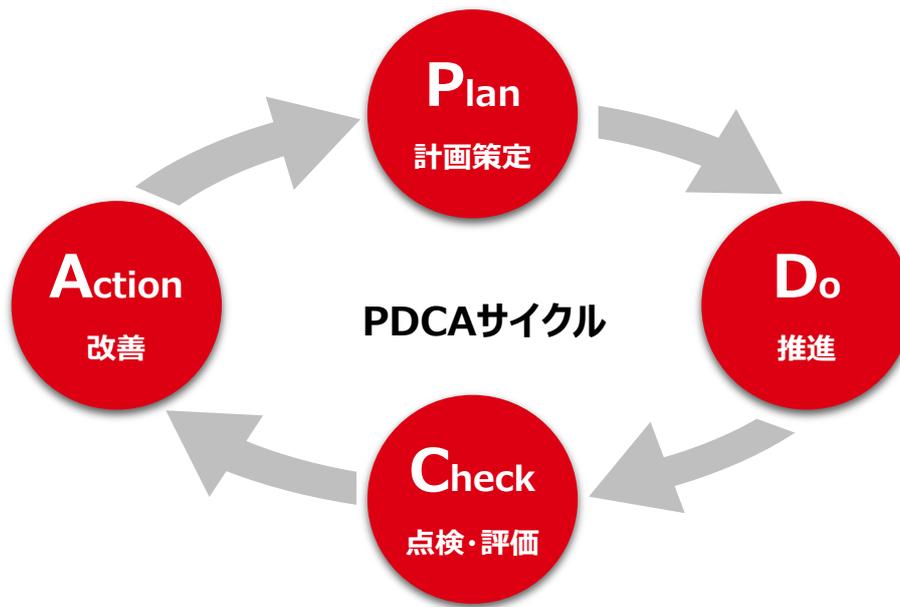
■ 昭和村

行政は、村民に対し地域福祉に関する情報の提供や啓発を行い、村民や地域活動団体などの自主的な活動を促すとともに、福祉施策を総合的に推進する役割を担っています。

第2節 計画の進捗管理

本計画は、PDCA サイクルを用いた進行管理を行うこととします。

PDCA サイクルは、計画が策定（P：Plan）され、取り組みが一定期間推進（D：Do）されたのちに、その進捗状況を点検・評価（C：Check）し、推進状況に課題があるものや、社会情勢の変化などにより取り組みの内容に変更が必要となったものについて改善（A：Action）を検討し再び計画に戻すというものです。



数値目標

第4章の取り組みの中に記載された数値目標を、以下に一覧にまとめて示します。

基本 目標	取り組みの 方向性	取り組み		指標	実績値	目標値 (令和6年)
I	1	01	支え合い助け合う活動の 推進と地域福祉の仕組 みづくり	福祉センター利用者数	93,551人 (平成30年)	100,000人
		02	公民館講座等の教養講 座の充実	文化芸術環境の満足度	29.5% (令和元年)	32.5%
	文化協会各団体が開催 した教室数			-	20回	
	2	03	温泉でリフレッシュ事業の 拡充	温泉でリフレッシュ利用者	752人 (令和2年)	1,200人
		04	介護予防、筋トレの活動 支援と拠点整備	らくらく筋トレ体操の参加者 数	410人 (平成30年)	410人
	介護予防サポーター等の 育成登録数			62人 (平成30年)	100人	
II	1	03	配食サービスのサービス提 供時の見守り支援	配食サービス利用者数	12人 (令和2年)	20人
		04	見守り、声かけの体制 強化	見守り隊の登録者数	80人 (令和2年)	150人
		05	福祉団体の活動支援、 会員の増	老人クラブ数	10団体 (令和3年)	12団体
	3	01	地域活動に積極的に参 加し、寄り添う体制づくり	地域福祉活動に参加する 割合	22.3% (平成30年)	25.0%
		02	ボランティアセンターの運営 支援	ボランティアセンター登録者 数	129人 (平成30年)	150人

資料編

1 第2次昭和村地域福祉計画・昭和村地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

平成28年1月4日

要綱第1号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、昭和村における総合的な地域福祉の推進を図るための昭和村地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するとともに、その理念や仕組みを実現、実行するための昭和村地域福祉活動計画(以下「活動計画」という。)を策定するため、昭和村地域福祉計画・昭和村地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1)計画及び活動計画の策定に関すること。
- (2)その他計画及び活動計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、25名以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから村長及び社会福祉協議会長が委嘱する。

- (1)学識経験者
- (2)村民組織代表者
- (3)社会福祉関係団体代表者
- (4)保健医療関係者
- (5)その他村長及び社会福祉協議会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から計画及び活動計画の策定が終了するまでとし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委嘱後最初に開催される会議は、村長及び社会福祉協議会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、意見または説明を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 委員会は、計画及び活動計画が策定にいたるまでの素案の立案、調査、研究及び調整を行うため、作業部会を設置することができる。

2 作業部会の構成員は、昭和村保健福祉課及び昭和村社会福祉協議会のうちから選出されたものをもってこれに充てる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、昭和村保健福祉課及び昭和村社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則 この要綱は、平成28年1月4日から施行する。

2 第2次昭和村地域福祉計画・昭和村地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

	区分	役職名	氏名	備考
策 定 員 会	村議会	総務民生常任委員長	林 祐 司	
	社会福祉協議会	副会長	加藤 初江	
	ボランティア協議会	会 長	関上 光子	
	老人クラブ連合会	会 長	広田 一 一	
	手をつなぐ親の会	会 長	佐々木智代子	
	ふれあいサロン連絡会	会 長	須田 善子	
	教育委員会	教育長	堤 義 樹	
	生活支援体制協議体	会 長	石井 伸吉	
	民生委員・児童委員協議会	会 長	布施 廣一	
	昭和村	村 長	堤 盛 吉	
	昭和村社会福祉協議会	会 長	新木 敬 司	

事 務 局	昭和村役場・保健福祉課	保健福祉課長	加藤 繁 範	
		健康係	米山 由美子	
		福祉係	小林 弘 美	
		福祉係	小野 一 志	
		福祉係	布施 智 宏	担 当
	昭和村社会福祉協議会	事務局	藤井 健 一	
		地域福祉係	諸田 和 哉	

第2次昭和村 地域福祉計画・地域福祉活動計画 【令和4年度～令和8年度】

発行 2022(令和4)年 3月
昭和村・社会福祉法人昭和村社会福祉協議会

編集 昭和村保健福祉課
〒379-1298 群馬県利根郡昭和村大字糸井 388 番地
TEL 0278-24-5111(代表)
社会福祉法人昭和村社会福祉協議会
〒379-1203 群馬県利根郡昭和村大字糸井 624 番地
TEL 0278-20-1126(代表)



昭和村



昭和村社会福祉協議会